

体制移行の錯覚と中国の国家資本

中 屋 信 彦

It is a contemporarily important issue what to consider the recent Chinese economic system. Although some expected a few years ago that the economic system was sifting to the same 'so-called capitalism' as the Western or 'capitalism in general', today their expectation is changing into threat and uneasiness, since the economic system has too enlarged and closed combination between governmental power and enterprise business came out clear. As a result, they recognize this economic system as 'state capitalism'. Considering from this situation, this paper aims to examine the development process of the Chinese economic system and its present situation in order to clarify an illusion of the system which the expectation and threat causes and to show that 'the socialist market economy' is not the 'state capitalism' but 'party-state capitalism'. This paper also shows that party-state capitals in China have taken a dominant position in key industries and increased their fundamental capabilities through incorporation, by controlling the 'commanding heights' and using stock-ownership, so that the previous governmental funds have transformed into 'capital'. This paper summarizes the factors of 'the party-state capitalism' as follows: (1) economy established as a market economy, (2) the essential formation of capital-labor relationship, and (3) the solid establishment of the close relationship between the party and the state.

はじめに

「国家資本主義」という特異な経済体制の概念が中国を分析するキーワードとして俄かに注目を集めるようになってきている。中国の経済体制を資本主義に分類しつつも、政府が政治的利益の追求によって産業の重要な部分を支配している側面を問題にし、先進資本主義諸国の自由主義的なそれとは相容れない特異な体制であると主張する議論である。米国ユーラシア研究所のイアン・ブレマー等に代表されるこうした観点¹⁾は、現在では世界の各方面でひろく受け入れられつつあり、アメリカ議会の米中経済安全保障調査委員会報告書²⁾や、イギリスの経済誌『エコノミスト』³⁾などが中国の経済体制を「国家資本主義」と規定しているほか、わが国でも『日本経済新聞』

などがこの観点を支持して中国の経済体制を批判的に報じ始めている。例えば、2012年4月8日付の『日本経済新聞』社説（「TPPで国家資本主義の拡大に歯止めを」）は、「国営企業などを通して政府が市場の主要な参加者となる仕組みは『国家資本主義』とも呼ばれる。中国がその代表例で、金融、エネルギー、貿易、自動車などの有力企業の大半は国営だ。中国の経済モデルを手本に、国営企業の優遇策を採る新興国は少なくない。このような国家資本主義の拡大を抑え、公正な市場競争を重視する流れを強めていかなければならない。TPPはそのための有力な手段だと考えるべきだ」と主張し、中国を「国家資本主義」の「代表例」と断じるとともに、一種の中国包囲論とも見做しうる議論を展開している⁴⁾。

しかし、中国といえは数年前まで、「世界

の『工場』から『市場』へ」という希望の文脈のなかで語るのが一般的であった。人権や汚職、格差、環境など、さまざまな矛盾を国内に抱えつつも、中国は1978年の改革開放以来、特に1992年の市場経済化以降、市場を重視する世界の流れに呼応して、「普通の資本主義」への不可逆の道を歩み始めたのであって、積極的な外資の受け入れによって「世界の工場」と化した中国は、資本主義化のさらなる進展と市場の規模拡大によって高度成長を実現し、「世界の市場」になると見做すのが常識であったといつてよい⁵⁾。現在では警戒論を展開している『日本経済新聞』も、中国がWTOに加盟した当時は、共産党の隠然たる支配力を示唆しつつも、「『共産主義』中国という枠組みだけではもはや通用しない」、「共産党は『社会主義』の看板は降ろさないものの、世界規模の大競争の中で事実上、資本主義に向かって走り出していることを見逃してはならない⁶⁾」と力説して、市場の躍動を好意的に伝えていた。そのタイトルは、まさに『中国—世界の「工場」から「市場」へ』であった。中国の体制規定を巡る議論が大きく旋回していると言わざるを得ない。楽観論は大幅に後退し、中国を21世紀の重要な大規模新興市場とみて重視しつつも、その体制的特異性に警戒する議論が高まっているのである。

では、中国の何がこの間に大きく変化したのであろうか。

結論から言えば、ここ十数年間、中国の体制評価を大きく揺るがすような変化が中国の内側に生じていたという訳ではない。確かに、今世紀に入ってからだけでも、粗鋼生産量が1.5億トンから6.9億トン(2011年。日本は1.08億トン)に増加し、乗用車生産台数が70万台

から1013万台(同、716万台)へと増加するなど、その経済規模は飛躍的に拡大しており、また、この間に経済改革を巡る幾度かの論争と幾度かの政策の揺らぎがあったことは事実であるが、経済体制の基本的枠組や方向性に何か大きな変化があったという訳ではない。そうであるにも関わらず、中国の体制規定を巡る評価が俄かに旋回し始めたのは、2008年の金融危機が先進資本主義諸国に与えた影響もさることながら、量的な拡大もあって、中国の体制移行を巡る錯覚に気付いたという側面が大きい。以前からそうであったにも関わらず、やがては自由主義的な普通の資本主義に収斂するとみなして軽視していた体制の特異性が、中国自身の規模拡大と、西側先進諸国の混乱によって、より鮮明なものとして現れるようになった結果である。しばしば問題視される「国進民退」現象も、大きな枠組でみれば改革路線の転換ではなく、既定の路線の延長線上にあったと捉えることが出来る。つまり、大きく旋回しているのは西側先進諸国の中国論であって、中国自身ではないのである。旋回は「錯覚」に気付いたことによるものであったといえる。

本稿では、中国の体制分析を巡る昨今の評価の旋回を踏まえ、それが何をどのように錯覚した結果であるのかを検討し、中国の体制的特異性の一貫性について明らかにする。そのために、まず、「国家資本主義」論と、「国家資本主義」論が問題視する中国の国有企業の支配力について簡単な分析を行う。次に、中国が自由主義的な普通の資本主義に移行しつつあるとの錯覚をもたらした二つの所有制改革について取り上げ、その虚像と実像について検討する。さらに、中国の国有企業が改革開放以来の十数年の試行錯誤を経て、1997

年頃までには明確な形で、国家による所有支配を維持しつつも、自己増殖する価値の運動体としての機能を備えた「資本」（以下、「国家資本」）として運動し始めるようになった事実を明らかにし、二つの所有制改革との相乗効果によって今日観察されるような国有企業の支配がもたらされていることを明らかにする。そして、国有企業の支配が所期の目的によるものであることを踏まえて、「国家資本主義」論の是非について検討する。

I. 「国家資本主義」論と国有企業の支配力

まず始めに、「国家資本主義」論と、同論が問題視する国有企業の支配力について簡単に確認しておこう。

1. 「国家資本主義」論

今日、俄かに盛り上がりを見せるようになった中国を巡る「国家資本主義」論は、米国ユーラシア研究所のイアン・ブレマーの「国家資本主義」論によるところが大きい。中国の経済体制を「国家資本主義」と規定する議論としては、このほか、米中経済安全保障調査委員会報告書（Andrew Szamoszegi and Cole Kyle (2011)）や、英誌『エコノミスト』の特集（The Economist Newspaper Limited ed., (2012)）などが存在し、わが国では『日本経済新聞』や各種経済誌の諸論説、さらに最新刊の本格的分析としては加藤弘之・渡邊真理子・大橋英夫（2013）が存在する。ここでは代表的な議論であるとともに、邦訳によってわが国に「国家資本主義」論を広める契機となったイアン・ブレマーの「国家資本主義」論を取り上げ、そもそも中国の経済体制の何が問題視されているのかについ

て確認してみよう。

イアン・ブレマーの「中国＝国家資本主義」論は、国家資本主義の世界的潮流を論じるなかで展開されたものである。同書は中国の「国家資本主義」を専門的に論じたものではないが、随所で中国を強く意識した構成になっており、事実、12か国・地域の国家資本主義（サウジアラビア、UAE、エジプト、アルジェリア、ウクライナ、ロシア、インド、アフリカ、メキシコ、ブラジル、東南アジア、中国）を分析した第4章「さまざまな国家資本主義」においても最大の紙幅が中国のために割かれている。

イアン・ブレマーの「国家資本主義」概念はシンプルである。「国家資本主義」は、「資本主義の一形態ではあるが、国家が経済主体として支配的な役割を果たし、政治面の利益を得るために市場を活用する」⁷⁾ 資本主義であり、これらの国では政府は国営企業やえりぬきの民間企業、政府系ファンドなどを駆使して、「経済を最大限に成長させることよりも、国力ひいては体制の権力を保ち、指導層が生き残る可能性を最大化することを目指している」⁸⁾ と分析している。

イアン・ブレマーによれば、中国政府は多様化した経済を管理するために銀行セクターにおいて積極的な役割を演じており⁹⁾、「最大級の国営企業は政府によって過半数株式を保有されているが、香港市場に上場する子会社をとおして利益をあげ」¹⁰⁾、「近年では、多くの国営企業を含む現地企業が続々と競争力をつけ、国内市場で外国企業と互角に渡り合える」¹¹⁾ までになっているという。産業としては、通信、造船、石油、石油化学、鉄鋼などが言及され、「中国投資」などの政府ファンドによる海外投資にも焦点が当てられている。

つまり、イアン・ブレマーの「国家資本主義」論においては、国家の経済支配力の強さ、特に産業の重要な部分における強さがまずもって問題視されるのであるが、この点について指摘したのはイアン・ブレマーが最初という訳ではない。呉軍華 (2008) の「官製資本主義」論も、「エネルギー・原材料や金融、通信、鉄鋼といった基幹産業部門で、国有企業、なかでも『央企』と呼ばれる中央政府所管の国有企業による独占・寡占化が大きく進展し」、「税制や価格統制などの面での優遇政策を実施することによって、産業利益を国有企業に集中させる構造を作り上げた」¹²⁾ 結果、共産党の経済力や国民経済に対する実質的なコントロール力は「改革開放以前の毛沢東時代をも上回る水準に達している」といって過言ではない¹³⁾と指摘している。加藤弘之・久保亨 (2009) の「進化する中国の資本主義」論も、2001年のWTO加盟を狭義の市場移行の終わり (=資本主義化) と分析しつつ¹⁴⁾、石油開発、石油精練、電力開発、自動車、製鉄などでの国有経済の割合の高さを指摘し¹⁵⁾、「政府が強大な権限を保持して、直接、間接に市場に介入していること」¹⁶⁾を中国の資本主義の三つの特徴のひとつとして指摘している。中兼和津次 (2010) の「脱走」論も、国有企業の民営化の合理性と必要性を強調する一方で、現実には「既存国有企業、とくに大企業の民営化 (マイクロ民営化) にかんする限り、それほど進んでいるようには思えない」ことや、「自動車、鉄鋼、銀行といった大型の、しかも基幹産業に対しては株式会社化と上場化は行っても、抜本的な所有権改革まではあまり進んでいない」現実を指摘している¹⁷⁾。

こうしたなかであって、「国家資本主義」論が俄かに注目を集めるようになったのは、

「国家資本主義」的色彩の強い新興諸国が急成長を遂げ、それとともに巨大化した新興諸国の国有企業が先進資本主義諸国の民間企業の国際事業展開の障害になりつつあるという現状認識に加えて、学界や経済界に大きな影響を与える米国発の議論であること、眼前に現れた国家の経済支配力の大きさを旧体制の残滓や文化的特質に還元するのではなく、また、何れは既得権益層の財産権確定の欲求が民主化をもたらす (呉軍華 (2008)) と予期するのでもなく、目的意識を持った一個の対抗勢力として、長期間にわたって現実に存続する可能性のある脅威として描き出したことにあるといえるだろう。

2. 国有企業支配の現状

では、実際のところ、中国の国有企業は現在どの程度の支配力を維持し得ているのであろうか。ここでは、いわゆる「瞰制高地」部門 (詳細は後述) の状況について確認してみよう。「瞰制高地」部門に属する産業や分野は、「国家資本主義」が論じられる際に一般に問題視されやすい産業である。

[図表 1] は、国务院の国有資産監督管理委員会が「制圧」を主張する15産業のうちの11産業と、同委員会以外の官庁が管轄する重要3産業の支配状況について整理したものである。すなわち、同委員会が産業そのものを「制圧」対象にしている①発送電、②石油・石油化学、③電信、④石炭、⑤航空、⑥海運の「国家統制」6産業全と、産業のなかの主要企業を「制圧」対象にしている①設備製造、②自動車、③電子情報、④建設、⑤鉄鋼、⑥非鉄金属、⑦化学、⑧探査設計、⑨科学技術のうち、調査が困難な設備製造、電子情報、探査設計、科学技術の4産業を除いた5つの

体制移行の錯覚と中国の国家資本

〔図表1〕 大手国有企業（公有企業）による「職制高地」部門の「制圧」状況（2010年）

産業	調査指標	産業(分野)全体の値①	調査した大手企業			国有(公有)企業		「制圧」率	
			企業数	累計②	占有率②/①	企業数	累計③	対産業(分野)③/①	対大手企業③/②
発電送電	発電出力(万kw)	96,219	12	57,742	60.0%	12	57,742	60.0% <	100.0%
	220kV以上送電線巨長(km)	445,627	3	440,058	98.8%	3	440,058	98.8% <	100.0%
	配電量(億kwh)	38,042	4	36,355	95.6%	4	36,355	95.6% <	100.0%
石油石油化学	原油採掘量(万トン)	20,241	4	20,162	99.6%	4	20,162	99.6% <	100.0%
	天然ガス採掘量(億m ³)	948	3	952	100.4%	3	952	100.0%	100.0%
	石油精製量(万トン)	42,287	5	39,757	94.0%	5	39,757	94.0% <	100.0%
	エチレン生産量(万トン)	1,421	3	1,364	96.0%	3	1,364	96.0% <	100.0%
通信	固定電話回線数(万回線)	29,434	3	29,434	100.0%	3	29,434	100.0%	100.0%
	携帯電話回線数(万回線)	85,900	3	87,010	101.3%	3	87,010	100.0%	100.0%
石炭	石炭採掘量(万トン)	341,322	30	188,069	55.1%	27	178,312	52.2% < (+ 集体所有制企業31.5%, 2009年)	94.8%
航空	総輸送量(万トンキロメートル)	5,384,490	6	5,001,724	92.9%	4	4,874,005	90.5% <	97.4%
海運	国際航路自社船積載能力(万トン)	5,626	10	5,368	95.4%	5	4,484	79.7% <	83.5%
	国内沿海航路自社船積載能力(万トン)	4,979	20	2,654	53.3%	15	2,499	49.2% <	92.3%
	コンテナ積載能力(TEU)	1,324,400	10	729,009	55.0%	8	710,678	53.7% <	97.5%
自動車	セダン車生産台数(企業グループ, 台)	9,636,510	17	9,576,038	99.4%	10	8,369,122	86.8% <	87.4%
	セダン車生産台数(傘下生産企業, 台)	9,636,510	40	9,576,038	99.4%	18	3,896,992 (過半数出資)	40.4% <	40.7%
建設	建設業総収入(万元)	936,365,784	15	230,565,612	24.6%	14	224,529,653	24% <	97.4%
鉄鋼	粗鋼生産量(万トン)	63,874	30	46,460	72.7%	19	34,398	53.9% <	74.0%
	冷延薄広幅帯鋼生産量(万トン)	3,093	29	2,807	90.8%	19	2,710	87.6% <	96.5%
	電磁鋼生産量(万トン)	572	29	497	87.0%	19	494	86.4% <	99.3%
非鉄金属	銅生産量(万トン)	459	7	317	69.1%	5	275	60.1% <	86.9%
	アルミ生産量(万トン)	1,577	12	1,036	65.7%	6	745	47.2% <	71.9%
化学	ソーダ生産量(万トン)	2,035	10	1,259	61.9%	5	809	39.8% <	64.3%
	アンモニア生産量(万トン)	4,963	10	682	13.7%	8	548	11.0% <	80.4%
鉄道	旅客輸送量(億人キロメートル)	8,762	-	8,762	100.0%	1	8,726	99.6%	99.6%
	貨物輸送量(億トンキロメートル)	27,644	-	27,644	100.0%	1	25,937	93.8%	93.8%
郵政	信書取扱件数(億件)	74	-	74	100.0%	1	74	100.0%	100.0%
	速達宅配取扱件数(億件)	37	-	37	100.0%	1	11	30.5%	30.5%
銀行	資産(億元) (国(公)有=過半数支配)	953,053	31	790,058	82.9%	13	611,887	64.2% <	77.4%
	資産(億元) (同=政府30%以上出資+信用合作社)	953,053	-	868,993 (大手+合作)	91.2%	-	802,476	84.2% <	92.3%

出所) 中屋信彦(2013)より作成。

「主要企業支配」産業、および他官庁が所有あるいは管轄する鉄道、郵便、銀行の3産業を加えた計14産業である。Andrew Szamoszegi and Cole Kyle (2011) や加藤弘之・渡邊真理子・大橋英夫 (2013) などは、主に売上高や従業員数等の指標によって「制圧」実態への接近を試みているが、本図表では経営の多角化や企業分割・共同出資による統計上の攪乱要因を排除し、中間財取引等による重複計算を除去する観点から、もっとも単純な指標である実物指標によって支配状況を確認している。また、中国の国有企業の所有関係は現在では多段階化と複雑化が著しく捕捉しにくい状態になっているが、本図表では「国有企業」を、①政府によって過半数支配されていることが所有関係の各段階において確認できる企業と、②所有比率が50%未満のものが所有関係の何れかの段階に含まれているが、傘下上場企業の「実際控制人」(大株主で、かつ取締役の過半数を選任するなどの実質的な支配者)が政府や政府によって所有されている企業であるなど、政府によって支配されていることが確認できる企業、③何れにも属さないが、政府や政府によって所有されている企業の所有比率が各段階で30%以上あり、傘下株式会社の「年度報告」等において政府や政府によって所有されている企業との関係が強調されている企業、とみなして分析している。なお、中国では従業員所有の企業や地域共同所有の「集体所有制」企業等も「社会主義」企業の範疇に含めるため、上記の基準に準じてこれらも適宜調査対象に含めている(以下では、「集団所有制」企業等を含む場合は「公有企業」と表記する)。

その結果、産業全体を国有企業(公有企業)によって「制圧」することが目標の「国家統

制産業」においては、発電・送電、石油・石油化学、通信、石炭、航空の何れの産業においても、「制圧」率は産業全体で80%台から100%の水準が維持されており、まさに国有企業(公有企業)によって「制圧」されている状況にあった。もちろん、産業によって支配構造には相違があり、送電や石油、石油化学、通信、航空の各産業部門は巨大国有企業による寡占支配であり、発電は巨大国有企業数社と中小国有企業の併存による支配、石炭は大中小各種の国有企業と「集体所有制企業」による支配となっている。海運はやや複雑で、国際航路に関しては巨大国有企業と数社の国有企業で「制圧」しているが、国内沿海航路は「制圧」がやや弱い状態にある。

一方、産業内の大手企業を「制圧」することが目標の「主要企業支配産業」においても、大半の産業で大手企業(産業全体ではない)の70%程度から90%程度を「制圧」しており、基本的に国有企業(公有企業)による「制圧」が維持されている状況にあった。ただし、産業によっては大手の民営企業の成長が顕著なものや、「制圧」の内実が特異なものも存在している。大手民営企業の成長は鉄鋼、アルミ、ソーダなどの産業で顕著であるが、鉄鋼とアルミに関しては再国有化の動きも観察される。自動車は、事実上、合弁会社の設立が国有企業の特権となっており、合弁契約が「制圧」手段として機能している。鉄鋼は産業用の高級鋼材が「制圧」拠点になっている模様である。銅に関しては安定的な「制圧」が維持されており、建設とアンモニアに関しては、大手企業は国有企業でほぼ一色となっているが、産業集中度が低いため、今後、大手国有企業を核とした集約が徐々に進行するかもしれない。

国有資産監督管理委員会の管轄の対象外である鉄道、郵便、銀行の3産業は、速達宅配が民営企業中心であるほかは、国有企業が「制圧」していると言ってよい。

現在の中国の国有企業（公有企業）の支配力は、サッチャー革命前の資本主義諸国のなかでも最も重要産業の公有比率が高かったイギリスやフランス、オーストリア、イタリア、スウェーデンなどと同等水準か、それ以上であることがわかる。

まさに、「国家資本主義」論が問題視するような、産業の重要な部分を国有企業（公有企業）が支配する状況が、市場化の進んだ21世紀の今日において、厳然として存在しているのである。したがって、この点において「国家資本主義」論の現状認識は正鵠を射たものであるといえるだろう。

II. 所有制改革の錯覚

「国家資本主義」論の概要と、同論が問題にする中国の国有企業（公有企業）の支配力の現状は、以上で確認したとおりである。国有企業（公有企業）の支配力は、同論が問題視する通りの強大さであったが、それ自身は既定の路線に沿ったものであったといえる。既に言及したように、中国に大きな路線転換が観察されないなかであって、数年にして「国家資本主義」論が流行し、楽観論が悲観論に転じた背景には、二つの所有制改革に対する「錯覚」があった。

すなわち、錯覚の第一は、1993年から本格化した国有企業の株式会社が、赤字国有企業の経営再建を目的に行われており、したがって最終的には私有化に帰結する、とする考え方である。

錯覚の第二は、1999年から本格化した「国有経済の戦略的調整」が、事実上、公共部門への国有企業の収縮を意味しており、したがって中国の経済体制と資本主義との間の区別は殆どつかなくなる、という考え方である。

さらに言えば、中国は外資によって経済発展しているのであって、今後も外資を歓迎し続けるという錯覚もあった。

所有制改革に関わる前二者の錯覚は、具体的な改革事例を幾つか取り上げて、実態に即した調査分析を進めれば、容易にその深謀遠慮——中国共産党は公式に宣言していたことであるが——を見抜くことのできるものであった。しかし、冷戦崩壊後の新自由主義的な思想的潮流や標準的な経済学の見解が余りにも強すぎたのであろう。結果的に、中国の経済体制に対する過度に楽観的な期待が蔓延することになった。

以下、この二つの所有制改革の虚像と実像について検討してみよう。

1. 国有企業の株式会社が

錯覚の第一は、国有企業の株式会社が巡るものである。1993年から本格化した国有企業の株式会社が、赤字国有企業の経営再建が目的であると判断し、したがって私有化を前提に改組を分析する論考が主流であったことである。この錯覚は、今日においても国有企業の株式会社がと言えば経営効率化を連想するのが一般常的であるうえ、株式会社の正式化がちょうど国有企業の赤字問題についての指摘（国有企業の三分の一は赤字であって、精査すれば三分の二が赤字であるという議論）と時期的に重なっていたから、決して不自然なことではなかった。しかし、国有企業の株式会社が経営再建を目的に進められ

るのであれば、株式会社化される国有企業は当然赤字企業であるか管理上の問題によって経営不振に陥った企業でなければならなかった。また、株式会社化によって当座は政府が100%所有することになる旧国有企業の株式は、ガバナンス等の改善のために、積極的に市場に売却（売り出し）されなければならなかった。ところが、実際の事例を幾つか取り上げて子細に検討してみると、株式会社化の対象になった国有企業は押しなべて優良企業ばかりであり、あるいは大手国有企業のなかの優良工場であった。政府所有株式の市場売却は、当初は売却制限があったこともあって予想に反してほとんど行われず、2005年に至って政府所有株式の売却制限が解除（「股権分置改革」）された後もほとんど行われていないのが現状である。経営再建目的の国有企業の株式会社化という解釈の仕方に大きな「錯覚」があったことになる。

結局のところ、株式会社化の対象になったのは優良な国有企業が優良な資産であった。市場に流通したのは優良企業が増資のために新規に発行した株式である。発行価格は額面価格を大幅に上回るプレミアム付き価格であって、発行の目的もガバナンスの強化ではなく、新規の設備投資や流動資金の補充であった。つまり、国有企業の株式会社化は、実際のところ、優良企業や優良工場の資金調達策として進められたのであって、結局のところは創業者であるところの政府にとって有利な、国有企業の資金調達策に過ぎなかったのである¹⁸⁾。国有企業の株式会社化の実際が、私有化による経営再建であるのか、増資による資金調達であるのかは、経済体制に正反対の効果をもたらすことになる。私有化による経営再建であるならば、その延長線上には資本主

義が存在していよう。しかし、実際にはそれが増資であったことの意味が十分には理解されなかった。「錯覚」はその時点から始まっていたのであり、この「錯覚」がその後の中国の体制評価を大きく攪乱したといつてよい。

〔図表 2〕は、株式市場における「国有企業」の存在感について見たものである。2010年末現在、中国には国内上場の株式会社が2336社存在していたが、純資産が20億元を超える上場企業はわずか66社であった。企業数では全体の3%を占めるに過ぎない66社が純資産では全体の70%を占め、A株の発行済株式総数では61.4%、A株（国内上場の人民元普通株）時価総額では41.4%、H株（国内登記企業の香港上場株）時価総額では86.8%を占めていた。中国の株式市場は、これらの66社を中心に回っているといつても過言ではない。

これら大手66社のうち、明確に「国有企業」に分類することが出来る企業は計60社存在している。「国有企業」の定義は、既述の定義と類似のもので、①政府や政府が所有する企業によって株式の過半数が所有されている上場企業（表中では「絶対支配」と表記）と、②政府の所有比率は50%未満であるが、政府や政府の所有する企業が「実際控制人」（大株主で、かつ取締役の過半数を選任するなどの実質的な支配者）である上場企業、③政府や政府の所有する企業は「実際控制人」ではないが、政府や政府の所有する企業によって合計で30%以上の株式が所有され、「年度報告」等において政府や政府の所有する企業との関係が強調されている上場企業（表中では「相対支配」と表記）である。

一方、非「国有企業」に分類されるのはわずか6社である。このうち4社については政府や政府が所有する企業が大株主である。1

体制移行の錯覚と中国の国家資本

【図表 2】中国の大手国内上場企業の状況（2010年末現在）

株式会社名	分野	純資産 (億元)	最終 所有者	支配 形態	主な所有関係	A株IPO			発行済株式数(億株)			株価 (2010年末現在)			時価総額 (億元)				
						発行 年	発行 額 (億元)	額 (元)	計	A株	B株	H株	A株 (人民元)	B株 (香港ドル)	H株 (香港ドル)	総額	A株	B株	H株
中国石油天然気 股份有限公司	石油	10,101	國務院	絶対支配	國務院國資委 - (100%) → 中国石油天然気集団公 司 - (86.292%) → 同社	2007	40.00	16.70	1,830.2	1,619.2	-	211.0	11.22	-	10.16	19,986.3	18,167.7	-	1,818.6
中国工商银行 股份有限公司	銀行	8,217	國務院	絶対支配	中国銀行有限責任公司 - (100%) → 中央匯金投資 有限責任公司 - (36.4%) → 同社 ※その他同社に財政部33.3%、社保基金理事會4.52 %、中国銀行管理公司0.1%出資 【非公有株主】ゴールドマン・サックス2.96%	2006	149.50	3.12	3,490.2	2,622.2	-	867.9	4.24	-	5.79	15,381.7	11,118.3	-	4,263.4
中国建設銀行 股份有限公司	銀行	7,009	國務院	絶対支配	中国投資有限責任公司 - (100%) → 中央匯金投資 有限責任公司 - (57.09%) → 同社 ※その他同社に華夏集団等国有3%出資 【非公有株主】バンク・オブ・アメリカ10.23%、 華夏油6.05%	2004	90.00	6.45	2,500.1	95.9	-	2,404.2	4.59	-	6.97	14,656.7	440.3	-	14,216.4
中国銀行 股份有限公司	銀行	6,762	國務院	絶対支配	中国投資有限責任公司 - (100%) → 中央匯金投資 有限責任公司 - (67.55%) → 同社 【非公有株主】淡馬錫控股(私人) 有限公司4.05% (直接間接)、Li ka shing1.01% ※その他同社に社保基金理事會3.81%、中国アル ミ等国有32.0.11%出資	2004	64.94	3.08	2,791.5	1,955.2	-	836.2	3.23	-	4.10	9,224.1	6,315.5	-	2,908.7
中国農業銀行 股份有限公司	銀行	5,422	國務院	絶対支配	中国投資有限責任公司 - (100%) → 中央匯金投資 有限責任公司 - (40.03%) → 同社 ※その他同社に財政部39.21%、全国社会保険基金 3.43%、国債管理有限責任公司等国有24.04%出資 【非公有株主】カタール投資局2.1%	2009	222.35	2.68	3,247.9	2,940.6	-	307.4	2.68	-	3.90	8,897.7	7,880.7	-	1,017.0
中国石油化工 股份有限公司	石油	4,527	國務院	絶対支配	國務院國資委 - (100%) → 中国石油化工集団公司 - (75.84%) → 同社	2000	26.00	4.22	118.16	867.0	-	167.8	8.06	-	7.44	6,694.9	5,635.7	-	1,059.2
中国神華能源 股份有限公司	石炭	2,280	國務院	絶対支配	國務院國資委 - (100%) → 神華集団有限責任公司 - (72.96%) → 同社	2004	18.00	36.99	665.62	186.9	-	34.0	24.71	-	32.60	5,014.9	4,074.9	-	940.0
交通銀行 股份有限公司	銀行	2,237	國務院	相対支配	財政部 - (26.62%) → 同社 ※その他同社に社保基金理事會1.36%、首都空港 等国有7社5.84%出資 【非公有株主】HSEC19.12% (直接・間接)	1987	31.90	7.90	252.04	562.6	-	265.2	5.48	-	7.83	3,391.5	1,629.5	-	1,761.9
中国人壽保險 股份有限公司	保険	2,105	國務院	絶対支配	財政部 - (100%) → 中国人壽保險(集団) 公司 - (68.37%) → 同社	2003	15.00	16.88	283.20	282.6	-	74.4	21.30	-	31.75	6,439.8	4,435.4	-	2,004.4
中国聯合網絡通信 股份有限公司	通信	2,082	國務院	絶対支配	國務院國資委 - (95.92%) → 中国聯合網絡通信集 団有限公司 - (61.05%) → 同社	2001	50.00	2.30	115.00	212.0	-	-	5.35	-	11.34.0	1,134.0	-	-	
招商銀行 股份有限公司	銀行	1,340	國務院	相対支配	國務院國資委 - (100%) → 招商局集団有限公司 - (35.5%) → 同社 ※その他同社に中国移動通信9.417.37%出資 【非公有株主】JPモルガン・チェーンズ2.02%	2002	15.00	7.30	109.50	176.7	-	39.1	12.81	-	19.62	2,913.9	2,263.0	-	650.9
中信銀行 股份有限公司	銀行	1,245	國務院	絶対支配	財政部 → 中信集団 - (61.78%) → 同社 ※その他同社に全国社会保険基金0.72%、中国建設 銀行等国有3社0.58%出資 【非公有株主】BBVA15%	2006	23.02	5.80	133.51	390.3	-	124.0	5.25	-	5.04	1,928.4	1,398.2	-	530.3
上海浦華證券銀行 股份有限公司	銀行	1,233	上海市 國務院	相対支配	上海市國資委 - (100%) → 上海國際集団 - (24.319 %) → 同社 【非公有株主】CITI銀行海外投資2.714%	1989	4.00	10.00	40.00	143.5	-	-	12.59	-	1,777.8	1,777.8	-	-	
中国平安保險(集団) 股份有限公司	保険	1,169	國務院	一部出資	深圳市國資局 - (100%) → 深圳市投資管理有限公 司 - (6.3%) → 同社 ※その他同社に同社の深業集団有限公司2.35% 出資 【非公有株主】HSEC Holdings6.13% (間接)	2007	11.50	33.80	388.70	76.4	-	28.6	56.16	-	86.90	4,794.9	2,688.0	-	2,106.8

株式会社名	分野	純資産 (億円)	最終 所有者	支配 形態	主な所有関係	株式 化年	A株IPO			発行済株式数(株)					時価総額(億円)		
							発行 年	発行数 (億株)	価格 (円)	調達額 (億円)	計	A株 (人成元)	B株 (香港ドル)	H株 (香港ドル)	総額	A株	B株
宝山鋼鉄 股份有限公司	鉄鋼	1,113	國務院	絶対支配	國務院國資委(100%)→宝钢集团有限公司	2000	18.77	4.18	78.46	175.1	175.1	6.39	—	—	1,119.0	—	—
中国民生银行 股份有限公司	銀行	1,053	なし	なし	【非公有株主】新希望集团7.05%(直接・間接)、 中国船東互保3.39%、東方集团0.33% ※その他同社に対して福建華海投資管理有限 公司等国有企業(国家機関)4社8.06%出資 【非公有株主】恒生銀行12.8%	1996	3.50	11.80	41.30	267.1	225.9	5.02	—	6.65	1,366.7	1,133.9	232.8
中国建筑 股份有限公司	建設	1,033	國務院	絶対支配	國務院國資委(100%)→中国建筑工程总公司	2007	120.00	4.18	501.60	300.0	300.0	3.42	—	—	1,026.0	1,026.0	—
興行銀行 股份有限公司	銀行	920	—	一部出資	福建省財政庁(20.83%)→同社 ※その他同社に対して福建華海投資管理有限 公司等国有企業(国家機関)4社8.06%出資 【非公有株主】恒生銀行12.8%	2007	10.01	15.98	159.96	59.9	59.9	24.05	—	—	1,441.2	—	—
中国中煤能源 股份有限公司	石炭	855	國務院	絶対支配	國務院國資委(100%)→中煤能源集团有限公司	2006	15.25	16.83	256.71	132.6	91.5	10.86	—	12.14	1,416.9	993.9	423.0
上海汽車集团 股份有限公司	自動車	817	上海市	絶対支配	上海市國資委(100%)→上海汽車工業(集团) 總公司(78.94%)→同社	1997	3.00	7.02	21.06	92.4	92.4	14.68	—	—	1,356.8	1,356.8	—
中国太平洋保險(集 团)股份有限公司	保険	816	國務院	相對支配	國務院國資委(100%)→宝钢集团有限公司 (15.79%・間接)→同社 ※その他同社に対して、申銀(集团)有限公司など国 有企業7社29.97%出資 【非公有株主】Carlyle's Investor Holdings12.88%	1991	10.00	30.00	300.00	86.0	62.9	22.90	—	32.30	2,073.6	1,439.7	633.9
中国光大銀行 股份有限公司	銀行	815	國務院	絶対支配	中国投資有限責任公司(100%)→中央匯金投資 有限責任公司(48.32%)→同社 ※その他同社に中国人壽保險など国有企業4社7.7 2%出資	1997	70.00	3.10	217.00	404.3	404.3	3.96	—	—	1,601.2	1,601.2	—
中国中铁 股份有限公司	建設	739	國務院	絶対支配	國務院國資委(100%)→中国鐵路工程总公司	2007	46.75	4.80	224.40	213.0	170.9	4.33	—	5.61	940.4	740.1	200.2
中孚証券 股份有限公司	証券	708	國務院	相對支配	財政部→中国建銀(23.45%)→同社 ※その他同社に中国人壽保險など国有企業4社7.7 2%出資	1995	4.00	4.50	18.00	99.5	99.5	12.59	—	—	1,252.2	1,252.2	—
中国长江電力 股份有限公司	電力	662	國務院	絶対支配	國務院國資委(100%)→中国長江三峡集团公司	2002	23.26	4.30	100.02	165.0	165.0	7.57	—	—	1,249.0	1,249.0	—
中国远洋控股 股份有限公司	海運	622	國務院	絶対支配	國務院國資委(100%)→中国远洋運輸(集团) 總公司(82.8%)→同社	2005	17.84	8.48	151.27	102.2	76.4	9.40	—	8.24	898.2	717.8	180.4
華能國際電力 股份有限公司	電力	609	國務院	絶対支配	國務院國資委(100%)→中国華能集团公司	1994	3.50	7.95	27.83	140.6	105.0	5.76	—	4.11	728.8	604.8	124.0
中国鐵建 股份有限公司	建設	582	國務院	絶対支配	國務院國資委(100%)→中国鐵道建設总公司	2007	24.50	9.08	222.46	123.4	102.6	6.78	—	9.36	860.6	695.7	164.9
中国铝业 股份有限公司	非鉄	572	國務院	絶対支配	國務院國資委(100%)→中国铝业公司	2001	12.37	6.60	0.00	135.2	95.8	10.14	—	7.09	1,208.7	971.5	237.2
大秦鐵路 股份有限公司	鉄道	563	國務院	絶対支配	铁道部(100%)→太原鐵路局(61.7%)→同 社	2004	30.30	4.95	150.00	148.7	148.7	7.82	—	—	1,162.6	1,162.6	—
鞍鋼 股份有限公司	鉄鋼	553	國務院	絶対支配	國務院國資委(100%)→鞍鋼集团公司	1997	3.00	3.90	11.70	72.3	61.5	7.73	—	11.90	584.9	475.3	109.6
万科企業 股份有限公司	不動産	546	—	一部出資	國務院國資委(100%)→中国華潤總公司	1987	0.28	1.00	0.28	110.0	96.8	8.22	9.60	902.8	795.7	107.1	
中国冶金科工 股份有限公司	建設	535	國務院	絶対支配	國務院國資委(100%)→華潤股份有限公司(14.73%) →同社 ※「美商控制人」=なし	2009	35.00	5.42	189.70	191.1	162.4	3.91	—	3.43	634.9	634.9	—
海通証券 股份有限公司	証券	466	上海市	相對支配	上海市國資委(100%)→上海上實(集团)有限 公司(6.75%)→同社 ※その他同社に対して光明食品ほか国有企業6社 23.07%	1994	0.11	5.00	0.57	82.3	82.3	9.64	—	—	793.2	793.2	—

体制移行の錯覚と中国の国家資本

株式会社名	分野	純資産 (億元)	最終 所有者	支配 形態	主な所有関係	A株IPO			発行済株式数(億株)				株価(2010年末現在)				時価総額(億元)			
						株式 化年	発行 数 (億株)	価格 (元)	加算額 (億元)	計	A株	B株	H株	A株 (人元)	B株 (香港ドル)	H株 (香港ドル)	総額	A株	B株	H株
北京銀行 股份有限公司	銀行	426		一部出資 ※「實際控制人」=なし 【非公有株主】ING BANK16.07%	北京市国资委(100%)→北京市国有资产经营 有限责任公司(10.41%)→同社 ※他に同社に対して北京能源投資等国有4社9.1% 出資	1996	2007	12.50	150.00	62.3	62.3	—	—	11.44	—	—	—	712.4	712.4	—
中国国际航空 股份有限公司	航空	417	国务院	絶対支配	国务院国资委(100%)→中国航空集团公司→ (直接・間接51.47%)→同社	2004	2006	16.39	45.89	128.9	83.3	—	45.6	13.68	—	8.73	1,477.4	1,139.4	—	337.9
上海国际港务(集团) 股份有限公司	港湾	415	上海市	絶対支配	上海市国资委(63.32%・直接・間接)→同社	2005	2006	24.22	3.67	209.9	209.9	—	—	3.81	—	—	789.7	799.7	—	—
大唐国际发电 股份有限公司	電力	383	国务院	實際控 制人	国务院国资委(100%)→中国大唐集团公司→ (直接・間接36.07%)→同社 ※「實際控制人」=国务院国资委	1994	2006	5.00	6.68	33.40	123.1	89.9	33.2	6.09	—	2.73	624.6	547.8	—	76.8
兗州煤業 股份有限公司	石炭	368	山東省	絶対支配	山東省国资委(100%)→兗礦集团有限公司→ (52.86%)→同社	1997	1998	0.80	3.37	2.70	49.2	29.6	19.6	28.39	—	23.75	1,234.9	840.3	—	384.6
国家电网電 力股份有限公司	電力	365	国务院	絶対支配	国务院国资委(100%)→中国国電集团公司→ (51.72%)→同社	1997	1997	0.13	1.40	0.18	153.9	153.9	—	3.06	—	—	471.1	471.1	—	—
安徽海螺水泥 股份有限公司	セメント	356	安徽省	實際控 制人	安徽省国资委(100%)→安徽省投資集團有限責任 公司→(51%)→安徽海螺集團有限責任公司→ (36.2%)→同社 ※「實際控制人」=安徽省国资委	1997	2002	2.00	4.10	8.20	35.3	26.7	8.7	29.68	—	36.45	1,059.3	791.4	—	267.9
華夏銀行 股份有限公司	銀行	355	外資 国务院	相對支配	北京市国资委(100%)→北京国有資本經營管理 中心→(100%)→華夏銀行→(13.95%)→同社 ※この他同社に対して國家電網等国有4社22.01% ※「實際控制人」=なし 【非公有株主】ドイツ銀行17.12%(直接・間接)	1996	2003	10.00	5.60	56.00	49.9	49.9	—	10.90	—	—	544.0	544.0	—	—
江西銅業 股份有限公司	非鉄	345	江西省	實際控 制人	江西省国资委(100%)→江西銅業集团公司→ (38.77%)→同社 ※「實際控制人」=江西省国资委	1997	2001	2.30	2.27	5.22	34.6	20.8	13.9	45.17	—	25.55	1,238.1	937.4	—	300.8
上海電氣集團 股份有限公司	電機	345	上海市	絶対支配	上海市国资委(100%)→上海電氣(集团)總公 司→(57.78%)→同社	2004	2008	6.16	4.78	0.00	128.2	98.5	29.7	8.48	—	5.13	964.7	835.3	—	129.4
京東方科技集團 股份有限公司	電子	343	北京市	實際控 制人	北京市国资委(100%)→北京国有資本經營管理 中心→(100%)→北京電子控股有限責任公司→ (直接・間接8.41%)→同社 ※「實際控制人」=北京市国资委 ※上位10株主のうち8株主は國家株および国有法 人株。所有比率は合計で44.48%	1993	2000	0.60	16.80	10.08	112.7	101.5	11.2	3.16	2.15	—	341.2	320.8	20.3	—
滙川發展銀行 股份有限公司	銀行	335		なし	【非公有株主】中国平安保險(集团)25.85%股份 有限公司	1987	1988	0.0035	40.00	0.14	34.9	34.9	—	15.79	—	—	550.3	550.3	—	—
華泰証券 股份有限公司	証券	332	江蘇省	絶対支配	江蘇省国资委(59.08%・間接)→同社	1994	2010	7.85	20.00	156.91	56.0	56.0	—	13.72	—	—	768.3	768.3	—	—
保利房地產(集团) 股份有限公司	不動産	320	国务院	實際控 制人	国务院国资委(100%)→中国保利集团公司→ (直接・間接46.31%)→同社 ※「實際控制人」=中国保利集团公司	2002	2006	1.50	13.95	20.93	45.8	45.8	—	12.70	—	—	581.1	581.1	—	—
中国南方航空 股份有限公司	航空	302	国务院	絶対支配	国务院国资委(100%)→中国南方航空集团公司→ (直接・間接52.8%)→同社	1995	2003	10.00	2.70	27.00	98.2	70.2	27.9	9.74	—	4.76	786.9	684.0	—	112.9
中海集運 股份有限公司	海運	300	国务院	實際控 制人	国务院国资委(100%)→中国海運(集团)總公 司→(47.03%)→同社 ※「實際控制人」=中国海運(集团)總公司	2004	2007	23.37	6.62	154.68	116.8	79.3	37.5	4.48	—	3.44	464.8	356.4	—	109.5
武漢鋼鐵 股份有限公司	鉄鋼	283	国务院	絶対支配	国务院国资委(100%)→武漢鋼鐵(集团)公司→ (64.71%)→同社	1997	1999	3.20	4.30	13.76	78.4	78.4	—	4.28	—	—	335.5	335.5	—	—
馬鞍山鋼鐵 股份有限公司	鉄鋼	280	安徽省	絶対支配	安徽省国资委(100%)→馬鋼(集团)控股有限 公司→(50.47%)→同社	1993	1993	6.88	3.45	23.73	77.0	59.7	17.3	3.41	—	4.14	264.4	203.5	—	60.9
長沙中興重工科技 股份有限公司	機械	275	湖南省	實際控 制人	湖北省国资委(16.77%)→同社 ※その他同社に対して中国建設投資有限責任公司 が315.06%出資 ※「實際控制人」=湖南省国资委	1999	2000	0.50	12.74	6.37	58.0	58.0	—	14.14	—	—	819.7	819.7	—	—

株式会社名	分野	純資産 (億円)	最終 所有者	支配 形態	主な所有関係	株式 化年	A株IPO			発行済株式数(億株)				株価 (2010年末現在)				時価総額 (億円)			
							発行年	発行数 (億株)	価格 (円)	加算額 (加算額)	計	A株	B株	H株	A株 (人氏元)	B株 (香港ドル)	H株 (香港ドル)	総額	A株	B株	
紫金矿业集团 股份有限公司	非鉄	280	上杭県	實際控 制人	福建省上杭縣國資委 (100%) → 中國海外石油總公司 (28.98%) → 同社 ※「實際控制人」=福建省上杭縣國資委	2000	2008	14.00	7.13	99.82	145.4	105.4	—	40.1	8.21	—	7.21	1,110.0	865.0	—	245.0
中海油田服務 股份有限公司	石油	256	國務院	絶対支配	國務院國資委 (100%) → 中國海外石油總公司 (53.63%) → 同社	2007	2007	5.00	13.48	67.40	45.0	45.0	—	—	25.54	—	—	1,148.1	1,148.1	—	—
中國通訊 股份有限公司	通信 設備	250	國務院	相対支配	中國鐵通 (49%) → 中國新 (32.45%) → 同社 ※中國鐵通は通は民営企業。ただし、中國新に対し て西安郵電電子技術研究所等國有企業2社が51%出資 ※中國新は「國有株主」	1997	1997	0.65	6.81	4.43	28.7	23.4	—	5.2	27.30	—	30.90	776.9	639.4	—	137.5
広深鐵路 股份有限公司	鉄道	242	國務院	相対支配	鐵道部 (100%) → 廣州鐵路 (集團) 公司 (37.17%) → 同社 ※その他同社に対して太原鋼鐵(集團)有限公司など 國有企業2社1.1%	1996	2006	27.48	3.76	103.32	70.8	56.5	—	14.3	3.45	—	3.06	232.2	195.0	—	37.2
中國北車 股份有限公司	鉄道 車両	241	國務院	絶対支配	國務院國資委 (100%) → 中國北方機車車輛工業 集團公司 (直接・間接66.2%) → 同社	2008	2009	25.00	5.56	139.00	83.0	83.0	—	—	7.09	—	—	588.5	588.5	—	—
招商証券 股份有限公司	証券	240	國務院	實際控 制人	國務院國資委 (100%) → 招商局集團有限公司 (間接45.98%) → 同社 ※「實際控制人」=招商局集團有限公司	2001	2009	3.59	31.00	111.15	35.9	35.9	—	—	18.96	—	—	679.8	679.8	—	—
中國南車 股份有限公司	鉄道 車両	238	國務院	絶対支配	國務院國資委 (100%) → 中國南車集團公司 (直接・間接55.09%) → 同社	2007	2008	30.00	2.18	65.40	118.4	98.2	—	20.2	7.55	—	10.22	916.6	741.1	—	175.5
寶通 股份有限公司	港湾	236	寧波市	絶対支配	寧波市國資委 (100%) → 寧波港務集團有限公司 (74.45%) → 同社	2008	2010	20.00	3.70	74.00	128.0	128.0	—	—	3.12	—	—	389.4	389.4	—	—
濰柴動力 股份有限公司	機械	234	山東省	實際控 制人	山東省國資委 (100%) → 山東重工集團有限公司 (100%) → 濰柴排氣集團有限公司 (16.83%) → 同社 ※その他同社に対して濰坊投資公司4.28%出資 ※「實際控制人」=山東省國資委	2002	2007	1.91	20.47	0.00	16.7	12.6	—	4.0	52.37	—	47.85	824.9	660.5	—	164.3
中海發展 股份有限公司	海運	231	國務院	實際控 制人	國務院國資委 (100%) → 中國海運(集團)公司 (46.35%) → 同社 ※「實際控制人」=中國海運(集團)公司	1994	2009	3.50	2.36	8.26	34.0	21.1	—	13.0	9.60	—	10.36	316.3	202.4	—	113.9
中國船舶重工 股份有限公司	造船	231	國務院	絶対支配	國務院國資委 (100%) → 中國船舶工業集團公司 (65.13%) → 同社	2008	2009	19.95	7.38	147.23	66.5	66.5	—	—	11.79	—	—	784.2	784.2	—	—
光大証券 股份有限公司	証券	229	國務院	絶対支配	財政部 (100%) → 中國光大集團總公司 (33.92%) → 同社 ※他に、國務院 → (2名の自然人名義で出資) → 中國光大集團有限公司 (30.53%・間接) → 中國光 大証券有限公司 → (33.33%) → 同社	2009	2009	5.20	21.08	109.62	34.2	34.2	—	—	14.95	—	—	511.0	511.0	—	—
華電國際電力 股份有限公司	電力	216	國務院	相対支配	國務院國資委 (100%) → 中國華電集團公司 (47.21%) → 同社	2005	2005	7.65	2.52	19.28	67.7	53.4	—	14.3	3.26	—	1.52	102.5	174.1	—	18.5
國有企業0社①		75,498						1,474	8,213	21,826	15,872	11	5,943				137,615	101,668	20	36,010	
大手6社②		79,946						1,511	8,953	22,437	16,400	24	6,013				147,383	108,969	127	36,350	
国内上場企業③		114,144						2,828	18,795	26,702	283						263,221	2,202		44,203	
①/③		66.1%						56.1%	43.7%	59.4%	3.9%						38.6%	0.9%		81.5%	
②/③		70.0%						57.5%	47.6%	61.4%	8.6%						41.4%	5.8%		86.8%	

注) 以上のほか、中国の大手株式会社としては、香港登記の上場企業(レッドチップ)である中国移動有限公司(通信)、中国海洋石油有限公司(石油)、中国聯合網絡通信(香港)股份有限公司(通信)、中銀香港控股股份有限公司(銀行)の4社が有力である。純資産の合計は1兆563億元、時価総額の合計は2兆4725億元、何れも國務院が最終所有者(絶対支配)の國有企業である。

出所) 各社「年度報告」、「目録見書」、「新浪财经」(finance.sina.com.cn) 上場企業情報より作成。

社は筆頭株主であるとはいえ、株式所有の分散化によって中央政府系ファンドの出資比率が低下したマンション開発企業であり、その他3社は何れも戦略的投資家として外国資本を導入した銀行と保険会社である。純然たる民営企業は14位の中国民生銀行と47位の深圳発展銀行の2社があるにすぎない。しかも、前者は民営企業向け融資の拡大を念頭に政府公認のもとで民営企業によって設立された銀行であり、後者は資本主義に準じるエリアの経済特区内に設立された銀行であった。両社とも中国内での地位は特殊なものであると見做さざるを得ない。

そして、これら60社の「国有企業」は、純資産においては2336社の上場企業全体の66.1%を占め、A株発行済株式総数では59.4%、A株時価総額では38.6%、H株時価総額では81.5%を占めていた。中国の株式市場における「国有企業」の存在感の大きさを反映した数字であるといえるだろう。

それゆえ、株式市場における資金調達においても、当然のことながら、「国有企業」の存在感は大きい。A株IPOについて見ただけでも、これら60社の「国有企業」は、新規発行株式数において全体の56.1%、調達額において43.7%を占めている。発行価格の平均は額面価格の1元に対して6.1元であった（合併に伴う株式交換のための発行を除く）。国有企業の株式化に際して発起人となる政府や政府系の企業は、純資産を1株1～1.5元の価格で株式に転換するのが一般的であるから、明らかに政府や政府系企業にとって有利な資金調達が行われていることが分かる。香港市場におけるH株による資金調達に至っては大手「国有企業」の独壇場であるといってもよい。まさに、株式会社化が政府にとって有利

な国有企業の資金調達策として機能したことを物語っている。中国において株式市場が国有企業のATMであるとも揶揄される所以である。国有企業の株式会社化は、国有企業の財務体質の強化や資金力の強化として作用した訳である。

この点、わが国で最初の本格的な「国家資本主義論」として評価されるべき加藤弘之・渡邊真理子・大橋英夫（2013）も、現在の中国の国有企業が主に株式会社形態であって、政府が株式を支配していることについては幾度となく言及している。ただし、株式会社化の目的と資金調達の関係についてはそれほど多くの関心が払われていない。国有企業の拡大再生産はこの間に資源価格が高騰したこともあって内部蓄積による側面も小さくないが、資本集中の役割も無視できる規模ではない。イアン・ブレマーの議論についても同様のことがいえる。国有企業の株式会社化は、こうした側面から評価される必要があるだろう。

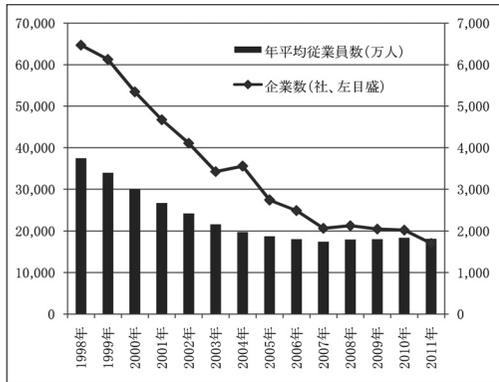
2. 国有経済の戦略的調整

錯覚の第二は、「国有経済の戦略的調整」を巡るものであった。1995年から着手された「摺大放小（大を摺んで小を放つ）」政策や、1999年から開始された「国有経済の戦略的調整」政策を公共領域への国有企業の収縮という文脈において解釈し、そこに秘められた——といっても中国共産党は公言していたが——「瞰制高地の制圧」という攻撃的な意図を単なる「言い逃れ」と見做して軽視してしまったことである。こうした錯覚も、当時急速に進んだ国有企業の払い下げや「下崗」と呼ばれる失業者への移行を事実上前提とした一時帰休（後述）の大量発生、さらには国有株の売却制限解除に向けた動きを踏まえれば決し

て不自然なものではなかった。現に、しばしば参照される鉱工業企業だけでも、企業数は1998年の6万4737社から2010年の2万253社へと3分の1以下に減少し、従業員数も1998年の3748万人から2010年の1836万人へと半減していたからである（〔図表3〕）。

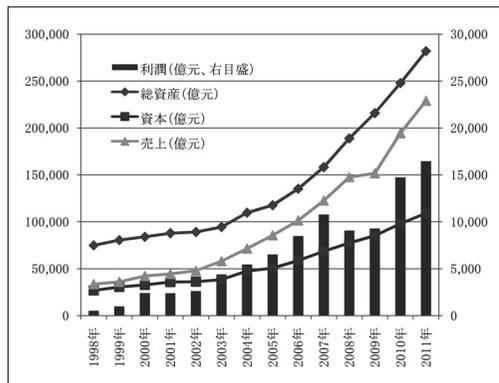
しかし、実際のところ、国有企業の収縮は必ずしも一方向のものではなかった。産業によって「収縮」と「拡大」が交錯し、国有企業の規模はトータルで3～4倍の純増になっている。1998年に2兆6759億元であった国有鉱工業企業の資本は2010年には9兆8086億元へと3.7倍に増大し、7兆4916億元であった総資産は24兆7760億元へ3.3倍に増大してい

〔図表3〕 国有鉱工業企業の企業数と従業員数の推移



出所)『中国統計年鑑2012』より作成。

〔図表4〕 国有鉱工業企業の総資産等の推移



出所)『中国統計年鑑2012』より作成。

る。売上高に至っては、3兆3566億元から19兆4340億元への5.8倍の拡大であった（〔図表4〕）。こうした傾向は鉱工業以外の部門においても同様であり、金融を除く全産業について比較可能な2003年から2009年までの変化について見てみても（〔図表5〕）、国有企業の純資産は8兆3613億元から20兆3200億元への拡大であり、国有資産は7兆457億元から15兆7159億元への拡大であった。

また、産業別の増減は多分に戦略的なものである。重要産業や戦略産業、特に石油採掘・石油化学や建設、電力、石炭、冶金、鉄道、陸運、郵便通信などの拡大が大きく、高収益分野の不動産やタバコなども拡大が大きかっ

〔図表5〕 国有資産の変化

	純資産 (億元)			国有資産 (億元)		
	2003年	2009年	増減	2003年	2009年	増減
全国計 (連結)	83,613	203,200	119,587	70,457	157,159	86,702
農林水産牧畜業	1,038	1,533	495	1,039	1,405	366
鉱工業	42,760	97,966	55,206	33,500	73,410	39,909
石炭	2,489	10,727	8,238	1,971	7,298	5,327
石油採掘・石油化学	9,450	23,566	14,116	8,081	19,867	11,786
冶金	5,115	13,627	8,511	3,844	9,151	5,306
建材	902	1,215	313	556	385	-171
化学	1,826	2,716	890	1,163	1,560	397
木材	25	34	10	30	28	-3
食品	319	373	54	292	233	-59
タバコ	1,594	7,538	5,945	1,577	7,480	5,903
紡織	417	360	-57	360	299	-61
医薬品	793	636	-157	361	282	-79
機械	3,481	6,682	3,201	2,285	3,883	1,598
自動車	1,630	3,034	1,405	880	1,836	956
電子	1,441	1,712	271	729	723	-6
電力	10,708	19,150	8,443	8,768	14,610	5,842
都市インフラ	1,532	2,398	867	1,358	2,148	790
その他	1,400	1,600	200	952	921	-31
建設	2,185	9,361	7,176	1,782	7,666	5,884
探査・水利	483	934	450	443	885	443
交通	11,224	28,712	17,488	9,816	22,318	12,502
鉄道	5,814	11,393	5,579	5,735	9,052	3,317
陸運	1,885	6,012	4,127	1,519	4,931	3,411
海運・河川運輸	786	3,764	2,978	690	2,560	1,871
航空	1,084	2,144	1,061	830	1,550	720
倉庫	-419	601	1,020	442	774	332
郵便通信	9,029	14,099	5,070	7,913	11,173	3,260
流通・外食	3,538	8,834	5,295	3,765	6,075	2,310
不動産	2,241	9,335	7,094	1,507	7,569	6,062
ITサービス	297	405	108	152	208	56
社会サービス	8,115	25,782	17,667	7,378	21,649	14,270
衛生体育	45	127	82	26	111	85
教育文化放送	841	2,167	1,326	806	1,889	1,083
科学研究・技術サービス	449	866	417	375	658	283
機関・社団・その他	1,787	2,480	693	1,513	1,370	-144

出所)『中国国有資産監督管理年鑑』(各年版)より作成。

た。一方、建材や医薬品、紡織、食品といった産業の拡大は緩慢であり、産業によっては減少さえしていた。「社会サービス業」や教育文化放送、機関・社団などの非産業的な分野を除けば、この間、拡大が大きかった産業は「国家資本主義」論が問題視しやすい産業と重なっている。

ここにおいて「瞰制高地の制圧」論の意味するところは明らかであろう。「瞰制高地」は、軍事用語で戦略上の要衝になる高台のことをいうが(英語ではCommanding heights, 中国語では「制高点」あるいは「命脈」)、要するに広域支配の拠点となる特定の地点のことである。中国共産党は、一方では「面」として広がる広大な領域を外資や民間資本に開放し、あるいは国有企業を民間に払い下げることによって活性化させ、国有企業などの公有企業のみには依存しては成し得なかった経済の急速な成長を実現する同時に、もう一方では広大な領域を支配し得る戦略上の「点」を「制圧」することによって市場経済の「社会主義」性を維持するという、合理的あるいは老獪ともいえる支配を企図しているといえることができるのである。

こうした「瞰制高地の制圧」という構想は、1993年の社会主義市場経済体制の具体化時に既にその萌芽的な考え方が示されていた¹⁹⁾。しかし、その構想が鮮明なものとして現れるようになったのは、1995年から着手された「摺大放小(大を摺んで小を放つ)」政策や1997年の中国共産党第15回党大会報告²⁰⁾、1999年から開始された「国有経済の戦略的調整」政策においてであった。特に、1999年に開始された「国有経済の戦略的調整」政策は、2010年を目標として展開された長期的な国有経済の構造調整政策であり、国有企業改革の

総指針になったこともあって、この間における国家企業の動向の背景をみるうえでは非常に重要である。「国有経済の戦略的調整」をスタートさせた1999年9月の中国共産党第15期4中全会「国有企業の改革と発展についての若干の重大問題についての決定」は、「2010年までの国有企業の改革と発展の目標」を「戦略的調整と改組を基本的に完成させ、比較的合理的な国有経済の布陣と構造を形成し、比較的完全な近代的企業制度を確立すること」と宣言し、「戦略的調整」に関しては「有進有退、有所為有所不為(制圧もあれば退却もあり、為すこともあれば為さないこともある)」というスタンスを示して、「国有経済の布陣が広すぎ、全体としての水準が高くなく、資源配分が合理的でない問題を解決する」方針を提示している。そのうえで、「国家の安全に関わる産業、自然独占の産業、重要な公益製品とサービスを提供する産業、および基幹産業(支柱産業)とハイテク産業のなかの重要基幹企業」については国有経済によって制圧し、「その他の産業や領域については資産再編や構造調整を通じて勢力を集中させ、重点を強化し、国有経済の全体としての水準を高める」としている。まさに、鮮明な「選択と集中」の論理であるといえるだろう。この決定で示された「国有企業の(主導的)役割は国家100%出資企業によって実現するだけでなく、大々的に株式制度を進展させ、国家の持株支配企業や出資企業によって実現する」という株式会社制度を支配に用いる方針に加えて、「国有経済は、国家の瞰制高地に関係する重要産業とキー領域において支配的地位を占める」という方針、さらには「(国有経済の)総量は増加を続けるであろうが、(中略)、国民経済全体に占める比重

はまだ減少することがありえる」, 「公有制を主体とし, 国家が国民経済の「瞰制高地」を「制圧」し, 国有経済の「制圧」力と競争力が強化されれば, この減少はわが国の社会主義性に影響を与えるものではない」という「選択と集中」の構想が, まさに「国有経済の戦略的調整」の神髄であるのである。さらに同決定では, 「幾つかの信用があり, 発展潜在力の大きい国有株式支配上場企業を選んで, 国家の株式支配に影響を与えないという前提のもとで, 適当に一部の国有株を削減し, 取得した資金を国家によって国有企業の改革と発展に用いる」とし, その後の国有株の流通制限解除(「股権分置改革」, 2005年～)や売却益の管理ファンドの創設(「国有資本経営予算」, 2007年～)につながる構想も示している。したがって, 国有株の売却制度の解除は, 非「瞰制高地」分野の国有株を創業者利得付きで売却し, 「制圧」のための基金の拡充を図るためのものであると考えてよい。

以上のような「国有経済の戦略的調整」の構想を理論的に正当化する役割を担ったとみられるのが, 呉敬璉をリーダーとする国务院発展研究センターの研究プロジェクトである。その諸報告を編集・収録した呉敬璉ほか(1998)は, 中国共産党第15期4中全会決定の基礎となる構想を提示しているが, 経済学者による政策立案段階の構想であるだけあって, 「選択と集中」の発想は現実の「決定」よりも体系的かつ強烈なものになっている。それだけに, 政策のエッセンスもまた明快に示されている。すなわち, 「国有資産の流動と再編成を通じ, 適度に国有経済の戦線を縮小させる前提の下で, 国有経済の布陣と国有企業の組織構造を改善し, 能力を集中させて国家が絶対に維持すべき産業と企業を強化し,

国有経済に社会主義市場経済においてより良好な役割を發揮させる」, 「国民経済における資本の流通と再編成を通じて, 国有経済の範囲を縮小し, 国有経済の布陣が分散し過ぎ, 戦線が伸びすぎている状況を徐々に解決し, 国家が死守すべき領域を強化する」, 「国有資産を分散した中小企業から大型・超大型の企業集団へ, 低効率の不良企業から高効率の優良企業へ, 一般的競争領域から国有経済が役割を果たすべき戦略的領域に集中させる」, 「収縮はただ国有資本の分布領域の調整だけのことであって, 国有資本の数量の減少ではない。逆に, 国有資本が比較的低効果の領域から比較的高効果の領域へと流動することにより, 国有資産の数量は減少することがありえないばかりか, 維持増殖をより良く実現できるようにする」²¹⁾という構想であった。

なお, 中国共産党が国有企業によって「制圧」を企図する具体的な産業は, その後, 国家経済貿易委員会の「第10次五カ年計画工業構造調整規画綱要」(2001年11月)²²⁾や, 「国有資本調整と国有企業改組を推進することについての指導意見」についての国家国有資産監督管理委員会主任・李栄融の説明(2006年12月)などによって, 徐々に明らかにされた。特に後者は, 中国政府が「制圧」対象を初めて明らかにしたのものとして, 中国国内においても大きく報じられたものである²³⁾。李栄融の説明によると, 「国有経済」の「制圧」対象は, 「絶対支配」を維持するタイプの産業と, 「比較的強い支配」を保持するタイプのものに分かれ, 前者は「国家の安全と国民経済の「瞰制高地」に関係する重要産業と関連領域」であって, 軍需工業, 送電・発電, 石油・石油化学, 電信, 石炭, 航空, 海運の7産業が含まれ, 後者は「国有経済は基礎産業

と基幹産業の領域の重要基幹企業」であって、設備製造、自動車、電子情報、建築、鉄鋼、非鉄金属、化学、探査設計、科学技術などの9産業が含まれる、と説明している。したがって、前者は「国有経済」が産業全体を「制圧」する「国家統制産業」ということになるが、出資方針はその内部でも微妙に異なっており、軍需工業、石油、天然ガスなどの重要資源の開発と、送電、電信などのインフラ領域の中央企業（中央政府である国務院の国有資産監督管理委員会が所有する国有企業）は政府100%出資または絶対支配であり、その重要子会社と航空、海運などの領域の中央企業は絶対支配が維持されるとしているが、石油化学の下流や電信付加価値サービスは非公有経済や外資の吸収によって、投資主体と財産権の多元化を推進する方針を示している。一方、後者については「国有経済」が産業内部の主要企業を「制圧」する「主要企業支配産業」ということになるが、機械設備、自動車、電子情報、建築、非鉄金属産業の中央企業については絶対支配あるいは条件付き相対支配を維持し、産業共通の技術や科学研究成果の応用など重要な任務を担う科学研究や設計型の中央企業については出資支配するという方針を示している。

もっとも、李栄融は国務院の国有資産監督管理委員会の主任であるから、同委員会管轄外の国有企業については特に言及していない。例えば、鉄道、郵便、銀行などの中央政府の他官庁が所有管轄する産業や、地方政府が所有する「地方国有企業」、所有権が国家に帰属しない「集体所有制企業」などである。しかし、これらは当然に「制圧」対象に含まれると考えられるから、そうすると「瞰制高地」は、国有資産監督管理委員会が管轄する16産

業に上記の3産業を加えた計19産業の国有企業と「集体所有制企業」であるということになる。これら19産業を子細に眺めると、中国共産党は、「動力」（石油、石炭、発電）や「素材」（鉄鋼、非鉄金属、石油化学、化学）、「資金」（銀行）、「ネットワーク」（送電、電信、航空、海運、郵便、鉄道）といった、あらゆる経済活動の前提や結節点となる産業と、設備製造、自動車、電子情報といった一国の製造技術が問われる産業を重点的な「制圧」対象にしていることがわかる。これらが共産党の経済支配の「拠点」なのである。

「国家資本主義」論が問題視する「国進民退」は、基本的にはこうした「瞰制高地」を巡って生じていることには留意しなければならない。大手牛乳メーカーの蒙牛の国有化事件などは別として、寧波建龍製鉄所の国有化事件や日照製鉄所の国有化紛争、山西民営炭鉱の国有化政策などは、基本的にこうした産業で発生した「事件」であった。したがって、「国進民退」は「民営化」政策の転換というものではなく、1999年に本格化した「国有経済の戦略的調整」の延長線上の現象であると考えたほうがよいであろう²⁴。

Ⅲ. 中国国有企業の「資本」的性格

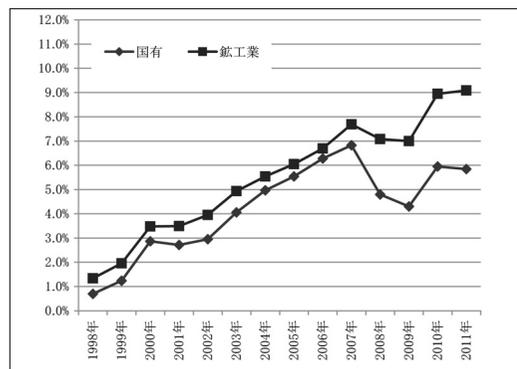
以上で見た通り、国有企業の株式会社化も、「国有経済の戦略的調整」も、実際のところは国有企業の支配力の再編強化策に過ぎなかった。国有企業の株式会社化は国有企業の資金調達策であり、「国有経済の戦略的調整」は「瞰制高地の制圧」という攻撃的な意図を内包するものであった。国家が国有企業を通じて経済を支配すること自体の是非や、その合理性の有無、功罪についてはしばらく置く

として、少なくともそうした意図をもって展開されて来たことだけは確認しておかなければならない。つまり、「国家資本主義」論が問題視する中国の経済体制上の諸特徴は、中国が「世界の『工場』から『市場』へ」という希望の文脈において語られていたその背後において、長い期間をかけて準備され形成されて来たものなのである。この点、「国家資本主義」論は、眼前の国有企業の脅威については熱心に分析を進めるが、その支配力がどのように形成されたものであるかについては総じて議論の射程外に置く傾向がある。イアン・ブレマー (2011) も、中国の国家資本主義の成り立ちについては、ソ連の解体を教訓にした共産党政権が、経済的繁栄を実現することによって生き残りを図るために市場を活用しつつも、自由市場の原則を徹底させた場合に抑制が効かなくなる事態を避けるため、市場が生み出す富のうち可能な限り大きな部分を国家が管理する仕組みを整えたところにその起源が求められる、と分析しているに過ぎない²⁵⁾。

これと同時に、「制圧」の実働部隊である国有企業が、もはや国家機関の一部としての旧来型の国有企業ではなく、「資本」として

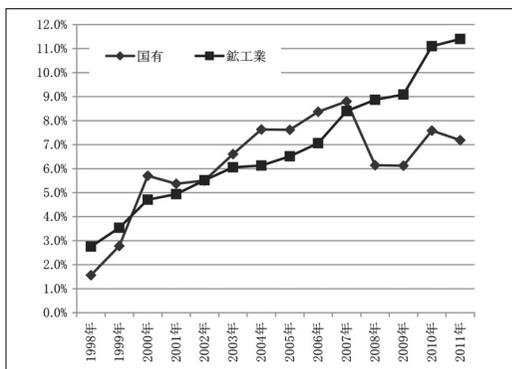
の改造を受け、「資本」として運動を行う能力を備えた「国家資本」に変化していることに留意しておく必要がある。かつて小宮隆太郎 (1989) が素朴な驚きをもって描写した「工廠」²⁶⁾ は、中国にはもはや存在しない。1980年代から1990年代にかけて度重なる改造を受け、1980年代の半ばごろから段階的に、最終的には1997年頃までには「資本」としての運動を開始しているのである。おそらく経営効果から考えれば、その実力は中兼和津次 (2010) が理論的観点から強調するように、「国有企業の経営効率率は民営企業のそれを下回るか、たかだか等しい」²⁷⁾ と考えてもよいが、少なくとも「資本」として運動し、一定の利益を計上する能力を備えるに至っているということは決定的に重要である。なぜなら、国有企業が年々赤字を計上し、財政上の負担になっているのであれば「敵制高地」を長期にわたって「制圧」し続けることすら困難であろうが、国有企業が一定の利益を計上し得ているのであれば、例えその利益率が民営企業より低い場合であっても、政治的な目的を追求して「制圧」を続ける可能性が高い。例えば、現在 5% の資本利益率を実現している国有企業が完全に私有化すれば資本利益率が

〔図表 6〕 国有鉱工業企業の総資産利潤率の推移



出所) 『中国統計年鑑2012』より作成。

〔図表 7〕 国有鉱工業企業の売上高利潤率の推移



出所) 『中国統計年鑑2012』より作成。

7～8%に向上するという程度であれば、中国共産党は迷いなく国有企業による「制圧」を続けるであろう。共産党は利益率の高低によって行動を決める投資家ではないからである。経済成長は追求しても、成長の最大化を求める必要はどこにもない。

[図表6]と[図表7]は、鉱工業部門における国有企業の総資産利潤率と売上高利潤率の推移について見たものである。1998年から2007年までの10年間は鉱工業平均をやや下回るとはいえ遜色のない水準を維持しており、2008年の世界金融危機以降は両者の間に差が開いているとはいえ、それでも総資産利潤率では4～6%の水準を維持し得ていることがわかる。国有企業を旧来型の硬直的で非効率な国有企業イメージで把握すると分析を誤ることになる。国有企業の経営は依然として「親方日の丸」経営であり、民営企業や外資企業と比べて著しく非効率であると見做すのは今日では錯覚に過ぎない。国家所有であり

ながらも、既に「資本」としての運動を開始しているとみるべきである。この点について以下で検討することにしてしよう。

1. 国有企業財務と国家財政の分離

今日における中国の国有企業の性格を考える際、最初に確認しておかなければならないことは、国有企業財務は基本的に国家財政から分離した存在になっていることである。かつてのような国家財政と一体化した存在ではない。国家所有でありながらも、一個の企業「資本」として、独立した存在になっている²⁸⁾。1980年代の国有企業改革によって、国家財政と一体運用されていた減価償却基金や流動資金、利潤などが、1986年頃までに基本的に国有企業に移管された結果である。

[図表8]は、1950年代から1990年代にかけての国有企業の財務制度改革について整理したものである。

かつて、計画経済時代の中国の国有企業は、

[図表8] 国有企業の財務制度改革の推移

	減価償却基金	流動資金	利潤分配
1951年	100%国家財政に返納	「両口制度」 (財政の無償交付+人民銀行の臨時的・季節的融資)	計画超過達成利潤の一部と企業奨励基金のみ留保
1958年1月		「全額信貸」開始 (全額有償融資)	利潤の定率留保開始
1961年4月		「両口制度」復活 (流動資金占用費徴収開始) 財政の無償交付廃止(新規), 銀行融資に統一 (人民銀行の流動資金融資業務を分離して中国工商銀行設立)	利潤の定率留保廃止。超過達成利潤の一部と企業奨励基金のみの留保復活
1962年1月			企業奨励基金を職員労働者福利基金に合併して廃止
1967年	30～100%を産業省に留保		企業奨励基金復活, 計画超過達成利潤は産業省に集中
1969年11月	(一部, 国有企業に留保)		計画超過達成利潤の企業留保復活
1976年4月	40%を国有企業に留保		第一次「利改税」(55%所得税)
1978年3月	50%を国有企業に留保		第二次「利改税」(工商税の再編成, 調節税導入, 「税前還貸」導入)
1978年11月			
1979年10月			
1980年10月			
1981年1月			
1983年1月			
1983年7月			
1984年1月			
1984年5月	70%を国有企業に留保 (85年より実施)		
1986年12月	100%を国有企業に留保 (1988年5月, 再通達)		「経営請負責任制」開始
1994年1月			「経営請負責任制」(新規・更新)廃止 「税利分流」(35%所得税)開始

出所) 王菊波 (1996) をもとに情報を整理して作成。

〔図表 9〕 国有企業に対する経営自主権付与の推移

	規則・法律・条例					実施状況	
	1979年 9月	1983年 4月	1984年 5月	1988年 4月	1992年 7月	1993年	1997年
	A	B	C	D	E		
生産経営意思決定権	1 項	23条	1 項	22条	8 条	88.1%	97.8%
製品価格決定権		27条	3 項	26条	9 条	74.3%	90.4%
製品販売権	1 項	26条	2 項	24条	10条	87.7%	95.9%
物資購入権		25条	4 項	25条	11条	91.9%	98.4%
輸出入権		28条		27条	12条	12.3%	52.7%
投資意思決定権					13条	35.9%	79.2%
留保利潤支配権		31条	5 項	28条	14条	65.0%	73.6%
資産処分権		32条	6 項	29条	15条	28.4%	57.8%
連合経営・合併権			10項	34条	16条	23.5%	81.5%
労働者雇用権	8 項	34条	8 項	31条	17条	36.6%	88.4%
人事管理権	9 項		8 項		18条	51.2%	90.3%
賃金・奨励金分配権		33条	9 項	30条	19条	69.0%	95.8%
内部組織設置権	9 項	36条	7 項	32条	20条	80.0%	96.5%
負担要求拒絶権	10項	37条		33条	21条	5.6%	33.7%

注) 規則・法律・条例名は下記の通り。

A = 「關於拡大国营工業企業経営管理自主権の若干規定」

B = 「国营工業企業暫行条例」

C = 「關於進一步拡大国营工業企業自主権的暫行規定」

D = 「全民所有制工業企業法」

E = 「全民所有制工業企業転換経営機制条例」

注) 実施状況は中国企業家調査系統 (2008) による。「完全に実施されている」と「一部実施されている」の合計。

出所) 各規則・法律・条例および中国企業家調査系統 (2008) より作成。

国家の長期計画に基づいて国家の財政予算によって設置・建設され、稼働後は国家から年々の生産計画を受けて、生産・経営活動を行う存在であった。流動資金は、生産計画に見合った額が査定されて財政から無償交付され(「ノルマ流動資金」)、生産上の臨時的・季節的な資金需要は人民銀行が融資していた。製品の引き渡しによって回収した固定資産の減価償却基金は国家に返納されて財政的に統一運用され(1967年からは一部または全部を産業省に留保。そのうちさらに一部は国有企業にも留保)、計上した利潤は一部が国有企業に留保されたほかは基本的に財政に上納されていた。固定資産投資、流動資金調達、減価償却、利益処分の各方面において、国有企業財務と国家財政は一体化していたといえる。

しかし、このような国有企業財務と国家財政の一体化構造は、1970年代末からの経済改革のもとで国有企業に生産計画等の自主権が

与えられるようになると変化するようになった(〔図表 9〕,〔図表10〕)。効率化のための経営の自主性拡大を保証するという観点から、経営資金の国有企業への移管が進められ、あるいは経営資金の自主的な調達が重視されるようになったからである。

まず、国家のもとで統一運用していた減価償却基金は、個々の国有企業が現場レベルで設備更新を確実に進める必要から²⁹⁾、同時に、

〔図表10〕 鋼材の市場販売比率

	1988年	1990年	1992年	1993年
鉄鋼業	29.80	38.50	52.60	65.40
唐山製鉄所	24.14	55.58	71.02	77.28
包頭製鉄所	22.04	32.30	58.94	83.28
首都製鉄所	40.29	57.77	53.93	95.99
本溪製鉄所	51.52	65.53	49.27	38.91
重慶製鉄所	49.18	48.19	57.88	80.30
武漢製鉄所	19.65	23.03	34.52	42.95
太原製鉄所	34.30	41.78	73.18	82.26
鞍山製鉄所	26.83	35.35	44.18	55.75
宝山製鉄所	26.32	54.36	44.43	59.07
攀枝花製鉄所	18.20	15.85	31.43	31.43
馬鞍山製鉄所	23.29	37.99	31.06	51.03

出所) 『中国鋼鉄工業年鑑』(各年版) より作成。

〔図表11〕 鉄鋼業の設備投資資金の源泉

		1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	
基本建設投資		億元	81.2	61.8	73.8	86.78	111.27	153.47	187.66	292.58	331.64	191.48	165.37	135.18
構 成 比	国家予算	%	22.8%	8.4%	4.7%	2.4%	7.1%	1.7%	1.2%	1.1%	0.6%	0.9%	0.2%	0.3%
	国内借入	%	19.1%	32.5%	55.0%	55.9%	39.4%	27.4%	26.0%	17.1%	13.4%	15.4%	13.0%	10.8%
	外資利用	%	4.3%	37.4%	25.7%	24.9%	27.8%	18.4%	16.4%	27.0%	28.9%	19.4%	25.9%	32.3%
	債券	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	1.7%	1.7%
	自己資金	%	12.8%	17.6%	10.7%	14.2%	19.6%	46.5%	51.9%	42.2%	53.6%	62.0%	52.9%	51.0%
	その他・不明	%	41.4%	4.2%	3.9%	2.4%	6%	6.0%	4.5%	12.5%	3.4%	2.2%	6.4%	4.2%
更新改造投資		億元	98	81	72.7	127.05	147.05	200.73	296.28	287.15	231.86	240.67	243.61	249.87
構 成 比	国家予算	%	0.3%	0.4%	0.7%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	1.2%	0.1%	0.3%	0.1%	1.4%
	国内借入	%	28.4%	17.2%	28.9%	48.8%	26.4%	15.6%	14.4%	15.3%	19.3%	18.0%	12.3%	17.8%
	外資利用	%	1.0%	5.6%	3.4%	4.5%	1.4%	1.1%	2.5%	4.5%	3.5%	1.5%	5.1%	7.2%
	債券	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	1.4%	2.3%	0.3%	0.3%
	自己資金	%	67.3%	72.0%	62.0%	37.0%	67.9%	76.6%	80.8%	76.8%	73.3%	77.2%	75.0%	70.5%
	その他・不明	%	3.0%	5.2%	4.7%	9.5%	4.2%	6.7%	2.3%	2.0%	2.4%	0.8%	7%	2.9%

出所)『中国鋼鉄工業年鑑』(各年版),『中国鋼鉄統計』(各年版)より作成。

新規投資の資金源を国有企業に確保させる観点から、それぞれの国有企業に順次留保されるようになった。1976年には国有企業に40%が留保されていた減価償却基金は、1978年には50%が留保されるようになり、1985年には70%が留保されるようになった後、1986年からは全額が国有企業に留保されるようになっている。

次に利潤は、物的刺激の導入によって労働意欲の涵養を図る観点から各種の請負契約によって国家・国有企業・労働者のシェアリングが試みられ、国有企業内部に留保される割合が高められた。最終的には法人所得税の徴収形式に移行している。

同時に、固定資産投資の資金は、国有企業の自己資金や銀行融資によって賄われる割合が高まっている。〔図表11〕は、鉄鋼産業における設備投資資金の源泉について整理したものであるが、データが確認し得る1988年以降の状況について見ただけでも、更新改造投資はもちろんのこと、新規設備投資の基本建設投資においても財政予算による投資はほとんど見られなくなっている。

そして、流動資金については、資金の効率的な使用を促進する観点からまず1981年に「占有費」(使用料)の徴収が開始され、さらに国家計画によらない国有企業の自主生産に伴う資金需要に対応するために、1983年からは銀行融資に転換された。1984年には人民銀行の流動資金供給業務を継承する中国工商银行が設立されている。

要するに、発注受注関係や納税関係、個別の補助金等は別として、基本的に国有企業財務は国家財政とは別口のものになっている。もはや「工場」ではないのである。この点は、国有企業が「国家資本」として運動するうえでの出発点として重要である。

2. 「資本」としての認識と統制

第二に、国家財政から分離され、独立した国有企業の資金が独自の意思を持って運動を開始するようになり、実質的には1989年頃までに、最終的には1993年から、会計的にも「資本」として認識され統制されるようになってきていることである。この変化は、「資本金」概念の導入に帰結した会計制度の変遷に明瞭

に反映されている。会計制度の変遷によって、国有企業の「資金」が「資本」に転化していく過程をみとめることにしよう。

〔図表12〕は、中国の国有企業が計画経済時代に用いていた「資金バランス表（資金平衡表）」である。わが国の企業会計の「貸借対照表」に相当するものであるが、その形式は資本主義諸国で一般に用いられている「資産＝負債＋資本」という形式とは大きく異なっていることがわかる。資産は、固定資産、流動資産、専用資産の三つに完全に分離して区分され、それぞれに専用の資金源泉が対応している。すなわち、固定資産には国家固定基金と企業固定基金、基本建設借款（固定資金部分）などが、流動資産には国家流動基金と基本建設借款（流動資金部分）、流動資金借款などが、専用資産は、専用基金や専用借款が、それぞれ対応している。専用資産には、減価償却基金や留保利潤などが計上されている。

「資金バランス表」においては、これら三つの分類間で資金を流用することは原則として禁止されていた。例えば流動資産の現金に不足がある場合、仮に専用資産に余裕があったとしても、専用資産から流用することは許されず、国有銀行から借り入れるのが原則であった。これを「専款専用」と呼んでいた。

この特異な形式の、融通性に乏しい「資金バランス表」は、企業の資金管理方法としては一

見不合理な形式のように思えるかも知れない。少なくとも、資本主義諸国の企業管理に適さないことは確実である。しかし、計画経済の枠組のもとでは、むしろ合理的な形式であった³⁰⁾。なぜならば、国有企業の設備投資は国家計画に基づいて国家予算によって行われるものであるからであり、建設された工場や設置された設備等はその国有企業に固定して管理されなければならなかったからである。流動資金は計画経済のノルマ管理と一体化し、計画当局の査定を経て財政から供給されるも

〔図表12〕 資金バランス表

198×年12月31日			
資金運用	期末	資金源泉	期末
固定資産		固定資金	
固定資産原初価格		国家固定基金	
減価償却累計額		企業固定基金	
固定資産正味価格		・・・	
・・・		基本建設借入金（固定資金部分）	
合計		合計	
流動資産		流動資金	
ノルマ流動資産		国家流動基金	
準備資金小計		基本建設借入金（流動資金部分）	
原材料		流動資金借入金	
燃料		ノルマ借入金	
・・・		超ノルマ借入金	
生産資金小計		・・・	
仕掛品および半製品		未払金および前受金	
・・・		・・・	
製品資金小計			
製品			
その他流動資産			
売掛金			
貨幣資金			
未収金および前払金			
合計		合計	
専用資産		専用資金	
専用預金		専用基金	
専用物資		専用交付金	
・・・		専用借入金	
・・・		・・・	
合計		合計	
資金運用総計		資金源泉総計	

出所) 賀南軒 (1981) より一部省略して作成。

のであるから、流用はノルマ管理の否定となる。「計画管理の原則によって、企業は異なった財源から取得した資金はすべてその特定の用途を持ち、資金バランス表の資金運用項目と資金源泉項目の間には一定の対応関係がある」³¹⁾ べきなのであって、それによって計画経済の計画通りの運行が保証されるのであるから、国有企業が独自の判断によって資金を分類間で流用することは国家計画の否定を意味することでもあった。まさに、「資金バランス表」は計画経済時代の国有企業財務の要請を鮮明に反映したものであるといえよう。「資本金」や会計科目上の「資本」は算術的には計算可能であったが、国有企業は出資者の出資によって設立されるのではなく、国家予算によって設置・増築される存在であって、独立した「資本」として運動していた訳ではなかったから、概念的にも無用であった。かつての、わが国の国立大学と同様である。したがって、「資金バランス表」には「資本金」という科目も存在していなかった。

しかし、この硬直的な「資金バランス表」も、1989年になると〔図表13〕のように変化する。「資本金」という名称の科目は依然として存在してはいないが、「資本金」に相当する科目が旧制度の関連科目の組み換えによって新設されている。国家固定基金や国家流動基金、企業固定基金、その他単位投入資金など、

出資に相当する科目を組み入れた「固定および流動基金」がそれである³²⁾。三段式の分類も撤廃され、従来の区分を超えた国有企業内での資金の融通が可能になった。借入金関係、未払金関係も、それぞれ従来の従来の区分を超えて一つの分類としてまとめられている。国有企業財務の国家財政からの分離が進み、経営上の自主権が拡大したことによって、国有企業の資金が独自の意思を持って運動を行うようになったことが背景にある。国家と国

〔図表13〕 資金バランス表（1989年改訂版）

198×年12月31日					
資金運用		期首	期末	資金源泉	
				期首	期末
固定資産				固定および流動基金	
固定資産原初価格				国家固定基金	
減価償却累計額				企業固定基金	
固定資産正味価格				・・・	
・・・				国家流動基金	
無形資産				企業流動基金	
長期投資				その他単位投入資金	
合計				合計	
流動資産				借入金	
ノルマ流動資産小計				基本建設借入金	
準備資金				投資借入金	
生産資金				専用借入金	
製品資金				・・・	
・・・				・・・	
その他流動資産小計				流動資金借入金	
売掛金				合計	
貨幣資金				決済資金	
受取手形				・・・	
未収金および前払金				支払手形	
・・・				未払金および前受金	
合計				・・・	
合計				合計	
専用資産				専用資金	
専用預金				専用基金	
専用物資				賃金基金	
・・・				専用交付金	
合計				・・・	
合計				合計	
資金運用総計				資金源泉総計	

出所) 王誠堯・禾村編 (1992) より一部省略して作成。

有企業の関係は、国家指令計画の絶対的・相対的縮小によって徐々に「出資者－被出資者」の関係に変化し、国有企業と銀行の関係も、銀行からの独自の借入金の増大によって「債権者－債務者」の関係へと徐々に変化した。何れにしても「資本金」の確定と維持が重要である。独立して運動する「資本」として、資金の効率的、機動的な使用が求められるようになれば、現実問題として「流用」あるいは融通も必要になってくる。事実、この頃には実務面での資金「流用」が深刻であり、三段式の区分が他社からの出資受け入れや銀行融資の受け入れの際に実務上の困難として認識されるようになっていた³³⁾。

1989年改訂の資金バランス表は、それでも国有企業改革によって国有企業内部に留保されるようになった減価償却基金や、留保利潤を原資とする各種基金を専用資産項目に別置する形式を採用していたが、形式としては国有企業の資金を運動する「資本」として認識し管理するものであったと見做してもよい。「資本」として運動し始めたものを「資本」として認識し統制できるように再編が進められたのである。

そして国有企業のバランスシートは、1993年に「資産負債表」へと移行した。1992年10月に「企業会計準則」を公布し、1993年7月より施行したことによる。[図表14]は、1993年から2006年まで中国の

国有企業が使用していた「資産負債表」である。1989年の改訂によって「固定および流動基金」に列挙されていた国家固定基金や国家流動基金、企業固定基金、その他単位投入資金などが統合され、資金源泉の区別は完全にその痕跡すら消滅させるに至った。他社からの出資や銀行からの融資資金を固定基金と流動基金に分割区分する必要がなくなり、1993年以降の国有企業の株式会社化にも容易に対応し得る形式になった。ここにおいて、国有企業の「資本金」は会計科目上も明確な区分となって登場し、内部留保を含む会計科目上の「資本」として明確な形式で認識され、

[図表14] 資産負債表 (1993年)

199×年12月31日					
資産	期首	期末	負債および所有者持分	期首	期末
流動資産			流動負債		
貨幣資金			短期借入金		
短期投資			支払手形		
受取手形			買掛未払金		
売掛金			前受金		
・・・			・・・		
棚卸資産			流動負債合計		
・・・					
その他流動資産					
流動資産合計					
長期投資			長期負債		
			長期借入金		
固定資産			社債		
固定資産原初価格			・・・		
減価償却累計額			長期負債合計		
固定資産正味価格					
・・・					
固定資産合計					
無形資産および繰延資産			所有者持分		
無形資産			払込資本金		
繰延資産			資本準備金		
無形資産および繰延資産合計			利益準備金		
			未処分利益		
			所有者持分合計		
その他資産					
資産総計			負債および所有者持分総計		

出所) 中国人民大学会計系編写組 (1993) より一部省略して作成。

「他人資本」を動員して独自の意思を持った「資本」として運動を行い得る制度的基盤を獲得したことになる³⁴⁾。

国有企業の資本金は、その後、1992年から1994年の先行実験を経て、1995年に全国規模での確定作業が行われた。1995年の作業によって国有企業の帰属資産が確定され、その評価額が再評価されて、国有企業の資本金が完全な形で確定されている（「清算核資工作」）。この作業によって、30.2万社の国有企業の1995年末現在の資産は8兆6601億元と評価され、そこから5兆1762億元の負債を控除して、「資本（資本金）」は3兆4839億元と確定された³⁵⁾。会計制度改革によって明確な形式で認識され、独自の意思を持った運動を行い得る制度的基盤を獲得した国有企業の「資本」は、ここにおいて名実ともに「資本」として国家所有のもとで独自の意思を持って運動する準備が整えられたことになる。「企業会計準則」は、その後、2006年にも再度改訂が行われて現行のものになっているが、基本的な構造は1993年と同一のものである。

3. 賃労働者化

第三に、国有企業の労働者が事実上、賃労働者化していることがあげられる。中国の国有企業は国民全体の所有物（「全民所有制」）であるから、国有企業の労働者も国有企業の所有者の一人であるが、「主人公」としての地位は十分に保証されているとは言い難く、実態としては賃金労働者としての性格が強い。これは、労働契約制度の導入によるところが大きい。

かつての中国においては、計画経済の下、国有企業は国から労働者の配分を受け、配属された労働者を用いて国家計画を遂行する存

在であった。労働者の国有企業への就職は、計画経済のもとでの政府の労働計画に基づいた配置によるものであり、国有企業には労働定員が割り振られ、規律違反などの場合を除いて労働者の採用や解雇についての実質的な権限は国有企業には与えられていなかった。労働力の商品性は否定され、国有企業と労働者の関係も労働力の売買契約によるものではなかった。国有企業はこうした常用の「固定職員労働者」を労働力の主力として用い、季節的・臨時的な過不足を「臨時職員労働者」や「計画外職員労働者」によって補うことにより、国家計画を遂行していた。「臨時職員労働者」や「計画外職員労働者」の割合は、上原一慶（2009）によれば平均12.5%であったという³⁶⁾。

しかし、現在では、国有企業は労働者を雇用して指揮命令し、経営上の都合によって労働者を解雇する存在へと変化している。労働者側から見れば、かつては国から国有企業に配属される存在であったものが、現在では国有企業との間で労働力の売買契約を取り結び、経営上の都合によっては解雇される存在に転落した。その起源は、部分的、形式的には1986年7月公布の「国营企業労働合同制実施暫定規定」に求められるが、全面的、実質的には1995年の「全員労働合同制」と、1997年からの大規模な整理解雇によるものである。1986年7月公布の「国营企業実行労働合同制暫定規定」は、新規就業者から順次、有期雇用の契約制労働者に切り替えるというもので（実験は1980年代初頭から開始）、国有企業の経営自主権拡大に対応したものであった。もっとも、契約制とはいっても、年金や医療、住宅、教育などが国有企業と組織的に一体となっていたから実際には解雇は容易ではなかった

が、新規採用者からではあっても雇用の主体が国から国有企業に順次移され、国の配分による就業が労働力の売買契約に転換されていったことの意味は小さくない。「契約職員労働者」が職員労働者総数に占める割合は、国有企業が主体であった鉄鋼業（産業平均）の場合について見てみると（〔図表15〕）、正式導入3年目の1988年は12.2%に過ぎなかったが、市場経済化初年の1992年には30.9%に達している。製造業平均（国有企業）の値は、1986年が8%，1988年が14.5%，1992年が27.7%であった。そして1995年に「労働法」が施行され、「全員労働合同制」への移行が始まると鉄鋼業における「契約職員労働者」の比率は62.7%に増大し、1997年には91.1%に及んでいる。製造業平均では1995年が63.1%，1997年が77%であった。「固定職員労働者」は廃止されることになった。国有企業における就業は、ここにおいて全面的に労働力の売買関係に転化したのである。つまり、国有企業

の「職員労働者」は、この時点において全面的に「賃金労働者」になったといつてよい。

国有企業は労働者の削減を開始したのは、まさにその直後からである。余剰人員を「一時帰休」によって生産経営の現場から分離し（「下崗」）、全国に設立された「再就職サービスセンター」（企業、財政、失業保険基金等）が各3分の1を負担。賃金の60%を保障。保障期間3年）への移動を促し、期限到来後に解雇することによって人件費を圧縮する経営再建策である。国有企業の「一時帰休者」の数は、1998年年初の時点で691.8万人存在し、1998年には新たに562.2万人が、1999年には618.6万人が、2000年には444.6万人が、2001年には234.3万人が「一時帰休者」となったという³⁷⁾。この間に2550万人以上が削減されたことになる。「一時帰休」が本格化する前の1996年の「国有単位」従業員数は政府機関等職員1068万人を含めて1億949万人であったから³⁸⁾、その約25%に相当する労働者が解雇

〔図表15〕 鉄鋼業における労働者の雇用形態の推移

	粗鋼生産量 (万トン)	職員労働者数 (万人)					契約職員労働者の比率	同左 (製造業平均)	備 考
		総数	固定制	契約制	臨時	計画外			
1986年	4,914	281					8.0%	新規採用に労働契約制正式化	
1987年	5,297	289					11.0%		
1988年	5,595	304	246	37	4	18	12.2%	14.5%	
1989年	5,817	309	246	42	5	16	13.6%	16.9%	
1990年	6,304	315	247	48	5	15	15.2%	19.0%	
1991年	6,781	322	246	56	5	15	17.4%	21.1%	
1992年	7,601	328	209	101	5	13	30.9%	27.7%	
1993年	8,357	333	179	134	20	←	40.1%	33.2%	
1994年	8,718	312	158	139	14	←	44.7%	40.8%	
1995年	8,933	316	108	198			62.7%	63.1%	労働法、全員労働契約制
1996年	9,598	310	58	245			79.2%	76.0%	
1997年	10,297	377		343			91.1%	77.0%	
1998年	10,963	288							
1999年	11,884	264							
2000年	12,092	252							

注) 1990年以前の職員労働者数は『中国鋼鉄工業年鑑』（各年版）、1991年から1997年は『中国鋼鉄統計』（各年版）。1998年から2000年および粗鋼生産量は『中国鋼鉄工業五十年数字匯編』編輯委員会編（2003）。なお、『中国鋼鉄工業五十年数字匯編』編輯委員会編（2003）は1994年の総数を341.29万人、1995年を342.34万人、1996年を332.98万人としている。製造業平均は『中国統計年鑑』1998年版による。

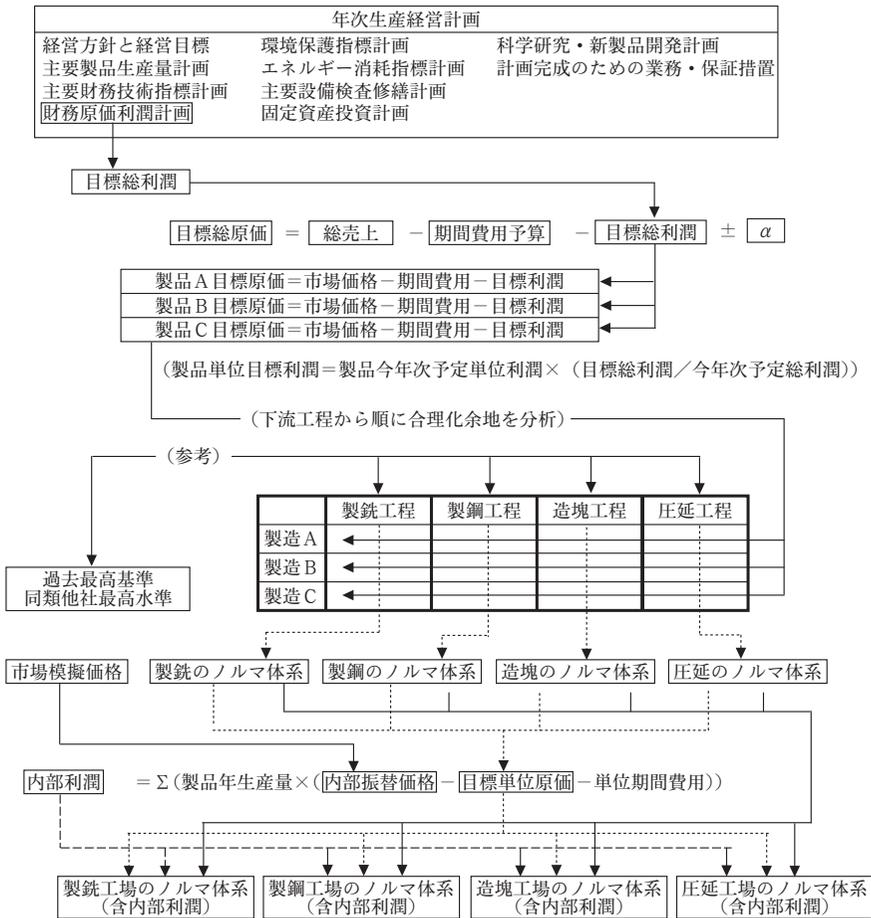
されたことになる。経営再建のための一種の「首切り合理化」と言ってもよく、まさにこの時点において、中国の労働者は実質的な意味においても「賃金労働者」に転落したのである。

4. 「目標利潤」による統制

第四に、中国の国有企業は、上述の人員整理に加えて、日常の生産経営においても「利潤」を重視し、その計上のためには労働者の生活を犠牲にすることも厭わなくなったこと

に着目しなければならない。国有企業のこうした変化は幾つかの側面において観察することが出来るが、1990年に河北省の国有地方製鉄所で開発された「邯鄲製鉄所式経営管理モデル」と、1993年および1996年に全国範囲で展開されたその移植運動は象徴的であった³⁹⁾。もともと経営再建過程で開発されたモデルであるという事情を割り引いたとしても、国有企業が「利潤」計上を経営目標の最前面に押し出すようになり、その成果が政府によってモデル化され、他の国有企業へ普及が図られ

[図表16] ノルマ分解図 (会社→内部工場)



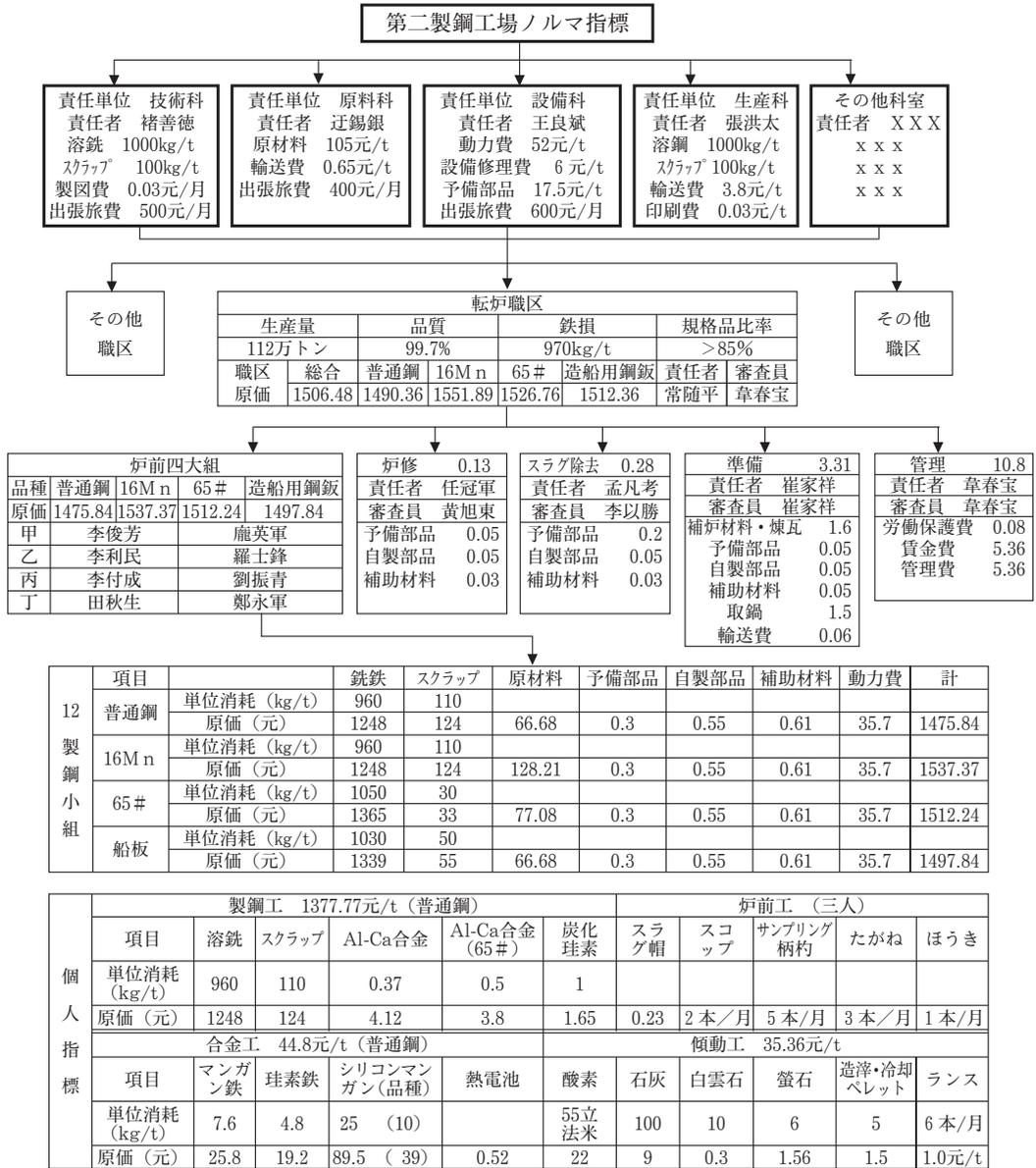
注) ノルマは、さらに、原材料の調達過程にまで分解されるが、図中では省略した。
出所) 国家経済貿易委員会・冶金工業部 (1997) 137~142頁より作成。

るといのは、旧来型の国有企業経営を念頭に置けば尋常なことではない。中国における国有企業経営の転換点であったといえよう。ここでは、冷徹なまでに利潤を追求するようになったその姿によって、国有企業経営の変

化を見てみることにしよう。

「邯鄲製鉄所式経営管理モデル」は既に知られているように「市場模擬型計算，実行原価否決」という原価管理モデルを核とする経営管理モデルである⁴⁰⁾。その最大の特徴は、

[図表17] ノルマ分解図 (内部工場→個人)



出所) 国家経済貿易委員会・冶金工業部 (1997), 236頁~238頁, 240頁より作成。

国有企業経営に公然と「目標利潤」概念を導入する点にあったが、その達成のために、製品の市場価格から逆算した「目標原価」を生産現場に分解・提示し、労働者の収入において大きな比重を占める賞与（獎金）を「人質」に、個々の労働者に対して原価ノルマの達成を迫るという強硬なものであった。

「市場模擬型計算、実行原価否決」のプロセスを整理すると [図表16] および [図表17] のようになる。ここでは、各労働者へのノルマの割り当てまでの手続きについて示してある。

同モデルの出発点は「年度生産経営計画」に定められた「目標総利潤」である⁴¹⁾。会社の内部計算価格を「市場模擬価格」（市場価格を参考に半年または1年に一回改訂される計算価格）に統一したうえで、全ての活動がこの「目標総利潤」の達成を巡って展開されるよう設計されている。同モデルでは、まず、「目標総利潤」が各製品に割り振られ、市場価格からの逆算によって各製品の「目標原価」が算出される。次に、「目標原価」を達成するための合理化措置を探るために、同社および同業他社の過年度実績の最高水準のデータを参照しながら⁴²⁾、市場に最も近い最終工程から順に上流にさかのぼる形で合理化の余地が分析される。そして、分析結果は工場レベル、作業場レベル、個人レベルに編集され、それぞれの原価ノルマや消耗ノルマが確定されるという仕組みである⁴³⁾。

こうして確定されたノルマは、会社と内部工場との間では「内部請負契約」として契約化され、各工場の内部では「経済責任制」による達成義務として現場労働者に提示される。そして、その達成度に応じて賞与の支給が決定される。そのポイントは、「原価ノルマ」

が未達成の場合には、他のノルマ（生産量や品種、品質、消耗、安全など）が如何によく達成されていようとも、すべての賞与の支給が停止（「原価否決」、月次および累積）されるという点にある。賞与の支給は、何をおいても「原価ノルマ」の達成が大前提になっているのである。ここでは、個々の労働者の「原価ノルマ」の達成は、ノルマ分解の仕組みから、遡って会社の「目標総利潤」の達成に直結することに注意しなければならない。逆から見れば、利潤計上を確実にするためには、労働者の生活を犠牲にすることさえも厭わない、ということになる。「市場模擬型計算、実行原価否決」は、市場経済を前提にして、如何なる状況下にあっても利潤を計上し得るように設計された原価管理モデルであるといえよう。

[図表18] は、原価ノルマの未達成によって賞与支給が全額「否決」になった事例について示したものである。実に多くの部署が、毎年、原価ノルマの未達成＝目標利潤計上の未達成のために賞与支給が全額「否決」されているかが理解できよう。

もっとも、「市場模擬型計算、実行原価否決」は、設備や労働に対する科学的な分析を根拠とするのではなく、過年度最高実績を合理化余地の根拠にするなど、原価管理の手法としては素朴で経験主義的色彩が濃厚なものである。「目標原価」という発想自体も、西側諸国では早くから知られた概念であり、独創的なものではない⁴⁴⁾。最新鋭の宝山製鉄所においては標準原価管理の実験が進められており、同モデルを移植した企業のなかからも、その非科学性と現場の合理化余地隠匿の可能性を批判して、標準原価管理の確立を急がなければならないとする議論も現れていた⁴⁵⁾。

〔図表18〕 原価ノルマの未達成によって賞与支給が全額「否決」になった事例

年	「否決」回数	賞与支給が全額「否決」された組織名
91	18回	化学肥料工場 5 回、安全環境保全処、高速線材工場各 3 回、石砧、第一圧延工場各 2 回、第一製鋼工場、工程処、動力処各 1 回。
92	14回	安全環境保全処 4 回、化学肥料工場 3 回、高速線材工場 2 回、熱力工場、中板工場、第四圧延工場、運輸処、計画処各 1 回。
93	14回	第一製鋼工場、安全環境保全処各 3 回、第二製鋼工場 2 回、製鉄工場、第三圧延工場、熱力工場、化学肥料工場、石砧、第二焼結工場各 1 回。
94	16回	安全環境保全処 4 回、化学肥料工場 3 回、第一製鋼工場、高速線材工場各 2 回、第二製鋼工場、第二焼結工場、熱力工場、スクラップ処、機械修理工場各 1 回。
95	17回	中板工場、安全環境保全処、計画処、財務処、第一製鋼工場各 2 回、製鉄工場、第二製鋼工場、高速線材工場、第一焼結工場、第二焼結工場、機械修理工場、販売処各 1 回。
96	34回	販売処、財務処、計画処各 6 回、輸出入部、企業管理処、労働賃金処各 2 回、製鉄工場、化学肥料工場、機械修理工場、第三圧延工場、第四圧延工場、中板工場、工程処、スクラップ処、予備部品処、科学技術処各 1 回。

出所) 中共中央宣伝部・国家経済貿易委員会・冶金工業部・河北省委・省政府連合主辦 (1997), 33頁より作成。

ただ、それでも、従来の「計画原価+計画利潤=計画価格」という計画経済時代からの原価管理思考が、「市場価格-目標利潤=目標原価」という原価管理の思考に転換されたことの意味は大きいだろう。なによりも、「利潤」計上が国有企業経営の目標として最前面に現れるようになったからである。

もちろん、中国の国有企業経営において「利潤」が意識されるようになったのは同モデルが最初ではない。「利潤」という指標自体は計画経済時代から中国の国有企業経営に存在していたし、既に1960年代には、孫治方[1963b]のように、「利潤の増加は社会の蓄積の増加をも意味し」、「利潤の多少は企業の技術進歩と経営管理の良し悪しの最も鋭敏な指標である」という観点から「利潤指標」をもっと重視すべきであるという議論が存在していた。もっとも、文化大革命期（1966年～1976年）は精神論（「主観的能動性」）が強調される時代であったため、「（社会主義企業は）金儲けを論じるべきではなく、政治路線を論じるべきであり、現金を論じるべきではなく、原価を論じるべきではない」⁴⁶⁾という

張春橋のような考え方が流布し、さらには財務管理そのものを否定的に捉える風潮もあった⁴⁷⁾。だが、1978年に改革開放が始まると再び「利潤」を重視する考え方が強くなり⁴⁸⁾、現に1980年代の国有企業改革（「利潤留保」や「経営請負制」）は、企業経営に物質的刺激を導入して、経営改善に伴う「利潤」の増大を、政府と企業、従業員の間でシェアをするという考え方によって設計されている。「経済活動分析」や「経済効益分析」といった合理化余地分析も盛んになった。

ただし、ともに利潤計上が重視されているとはいえ、同モデル以前の利潤重視と、以降の利潤重視とは、重視の意味が根本的に異なっていることには注意しなければならない。同モデル以前においては、利潤計上は効率化を促すうえでの手段ではあっても、第一義的な目標ではなかった。そのため、賞与支給も、「利潤」以外の様々なノルマ、様々な要素が考慮され、ノルマ未達成の場合でも政治的安定性を優先して賞与が支給されることがあったという。しかし、同モデル以降においては、「目標原価」の達成=「目標利潤」の計上が

第一義的な目標として国有企業経営の全てを統括するようになってきている⁴⁹⁾。邯鄲製鉄所社長の劉漢章（当時）が述べた、「社会主義企業には経済効果が必要であり（中略）金儲けが必要である」⁵⁰⁾という発言は象徴的なものであった。

同モデルの普及運動は1993年と1996年に行われたが、中共中央宣伝部ほか（1997）によれば、1996年だけでも25省・市の22産業にわたる5691社の3万8000人が邯鄲製鉄所を訪問し、逆に邯鄲製鉄所が普及のために講演に赴いた企業は9710社を数え、8万4400人がこれを受講したという。国家経済貿易委員会企業司・中国企業管理培訓中心編（1997）は、首都製鉄所や鞍山製鉄所、上海石油化学、南昌ディーゼル、山東セメント、ハルピン飛行機などの大手国有企業における導入事例を紹介している。1997年7月に国家経済貿易委員会によって発布された「「九五」企業管理綱要」は、「企業の本質は、出資者が設立し、市場活動を通じて利益を得る経営組織」と定義し、「市場に受け入れられる価格で目標原価を確定し、原価計算と原価コントロールを強化し、目標原価を生産経営の各関節にブレイク・ダウンし、厳格に業績審査し、大いに物的消耗と労働消耗を減らし、労働生産率と経済効果を高める」ことを求めて、「目標原価」を高く評価している。財政部の支援の下で中国において初めての本格的な企業会計の実態調査を進めた南京大学会计学系課題組（2002）によると、1999年から2000年にかけて調査した72社のうち37社（51.4%）が「目標原価」を導入していたという⁵¹⁾。

同モデルは、経験主義的色彩の濃い素朴な経営管理モデルであったが、その開発と普及運動は、「合理化」によって「利潤」の拡大

を追求する「資本」としての本性が顕在化した象徴的な現象であったといえるだろう。

おわりに

以上で見たように、現在の中国の国有企業は国家所有を維持しつつも、1978年以來の改革によって「国家資本」に改造され、「資本」として運動を行い得る存在になっている。大型の設備投資案件や重要な設備投資案件は依然として政府の許可制であるが、国家財政からの分離や、「資本」としての把握される運動の開始、労働者の賃労働者化、利潤計上重視の管理など、一連の改革によって国有企業は1997年頃までには「資本」としての「国家資本」に改造されたといえてよい。純粋な民営企業と比較すれば、おそらくは福利厚生水準の差や賃金水準の差、政治的使命の強弱、コスト削減の徹底度合などの要因によって、利益率で計測した場合の効率性はやや劣ることが予想されるが、それでも市場のなかで「資本」として存続し、「資本」として運動し得る能力を備えるようになってきていることは重要である。この点は、この体制の存続可能性を経済的な側面から考える際に踏まえておかなければならないだろう。

そして、その株式会社形態への転換は、国家の所有のもとで「資本」性を強め、「資本」化した国有企業に新たな資金調達ルートを開くものであった。事実、中国の国有企業は、支配株主の政府や国有親会社に有利な条件で社会から遊休資金を調達し、資本を集中して、財務力を強化しているのである。

それに加えて、1999年からの「国有経済の戦略的調整」は、国有企業を整理淘汰する背後において「国家資本」と化した国有企業を

「瞰制高地」に集約し強化することを政策的に内包するものであった。「国家資本」が「制圧」の対象にしない国有企業は民間に払い下げられたが、払い下げの一巡後に残され、われわれの眼前に立ち現れたのは、「資本」として改造され、強化され、「瞰制高地」を「制圧」する使命を負った「国家資本」群であったのである。俄かに注目されるようになった「国家資本主義」論は、その立ち現れた姿を描写したものであると言ってよい。現在の「国家資本」による「瞰制高地」の「制圧」は、既定の路線として、長い時間をかけて、われわれの期待に満ちた「錯覚」のなかで形成されていたのである。

では、中国の経済体制は、結局のところ「国家資本主義」なのであろうか。それとも、中国共産党が主張する「社会主義市場経済体制」なのであろうか。「国家資本主義」がイアン・ブレマーのいう特徴によって定義されるものであるのなら、「社会主義市場経済体制」は少なくとも「国家資本主義」に類似した体制であることは間違いない。それどころか、1978年からの改革開放によって急増した私営企業や外資企業などの資本主義的企業に加えて、国有企業もまた「資本」としての運動を展開していることを踏まえるなら、他の「国家資本主義」諸国よりも遥かに資本主義的であると言えるかも知れない⁵²⁾。しかし、その一方で、中国の「社会主義市場経済体制」は、資本主義に分類するには余にも「国家資本」の支配力が強大であり、政治的にも共産党が国家に優越する形で存在し、国家や企業、軍までも「領導」する体制が揺らいでいない点において極めて異質である。有力国有企業の経営幹部は、任命は国家であっても、人選は共産党組織部であり、党組織の設置基

準を満たす「非公有企業」の党組織設置率は99.4%に達するなど（中央組織部「2008年中国共産党党内統計公報」）、共産党の支配体制が市場経済の輝きの背後で網の目のように形成されている。土地も私有ではなく、資本主義の政治的利害関係の調節に不可欠な民主主義制度も存在していない。

そうであるならば、社会主義経済論の枠組のもとで議論される「国家資本主義」であることも可能性としては考えられるが、革命前後のロシアにせよ、革命後の中国にせよ、構想され、あるいは実行された国家資本主義は、革命政権による「瞰制高地」の「制圧」が強調されてはいても、その主眼は移行期における本来の意味での資本主義企業の活用や国家あるいは労働者による統制にあった（「利用、制限、改造」）。または小規模な資本主義企業の復活や新設の許容であった。国家によって所有された「国家資本」が「資本」として運動しているような今日の状態とは大幅に様相を異にしている。

したがって、中国が現に市場経済あるいは商品生産社会であり、資本・賃労働関係が実質的に成立していることをもって「資本主義」に分類することができ（今後、労働者の主体性回復が進めば話は別である）、かつ、「瞰制高地」が「資本」として運動する「国家資本」によって「制圧」されていることに着目して中国を「国家資本主義」であると新たに定義づけるならば、「社会主義市場経済体制」はそうした「国家資本主義」の一種ということになる。さらに、「党国体制」が強固に維持されていることを加味するのであれば、「党国家資本主義」と定義づけるのが現状では最も適当であるかもしれない。

注

- 1) イアン・ブレマー (2011)。
- 2) Andrew Szamoszegi and Cole Kyle (2011)。
- 3) The Economist Newspaper Limited ed., (2012)。
- 4) 『日本経済新聞』は、既に2008年1月17日と18日の連載特集(「新国家主義の波—ロシア・中国の台頭」)において、当局による厳格なネット規制や、国有石油会社と国有銀行を担い手とする海外資源の確保などを根拠に、中国をロシアと並べて「新国家資本主義」と規定している。
- 5) 但し、小島麗逸(1997)は1997年の段階で中国を「官僚金融産業資本主義」と断じ、株式化した官僚資本が国家銀行を背景に巨大な企業集団を形成して中国経済を支配していくと推測していた(172-174頁)。
- 6) 53本の大型連載記事を収録した日本経済新聞社編(2002)の「はじめに」の記述。
- 7) イアン・ブレマー(2011), 12頁。
- 8) 同上書, 12頁。
- 9) 同上書, 165頁。
- 10) 同上書, 165-166頁。
- 11) 同上書, 170頁。
- 12) 呉軍華(2008), 177頁。
- 13) 同上書, 177-178頁。
- 14) 加藤弘之・久保亨(2009), 18頁。
- 15) 同上書, 17頁。
- 16) 同上書, 207頁。
- 17) 中兼和津次(2010), 193頁。
- 18) 国有企業の株式会社化が政府に有利な形での優良国有企業の資金調達策に過ぎないことについては中屋信彦(2001)に詳しく論じた。
- 19) 1993年の中国共産党14期3中全会「社会主義市場経済体制を確立する若干の問題についての決定」は、「公有制の主体的地位は、主に、国家や共同体(集体)が所有する資産が社会総資産に占める優位性や、国有経済が国民経済の厩制高地を制圧していること、および、その経済発展に対する主導的作用に体现される」とし、「特殊な製品を生産する企業や軍需企業は国家の100%出資経営で

なければならず、基幹産業とインフラ産業の基幹企業は国家が株式を支配して非国家資金の出資を吸収しなければならず、これによって国有経済の主導的作用と影響範囲を拡大する」、「一般の小型国有企業は、請負経営やリース経営を行っても良いし、株式合作制企業に改組しても良いし、集体所有制や個人に売却しても良い。売却収入や所有による収入は国家によって発展が必要な産業に投じられる」としている。

- 20) 1997年の中国共産党第15回党大会報告は、「公有制を主体とし、国家が国民経済の厩制高地を制圧し、国有経済の制圧力と競争力が増強されさえすれば、国有経済のシェアが少しばかり減少したところでわが国の社会主義の性質に影響を与えることはない」としている。
- 21) 呉敬璉ほか(1998), 9頁。
- 22) 「第10次五カ年計画工業構造調整規画綱要」は次のような方針を示している。①国防軍事工業の核心領域：国有資本が絶対支配の地位を保持する。保留する国有独資軍需工業企業はメイン業務を強化し、サブ部門を分離し、改組に注力し、メカニズムを転換し、効率を高める。その他の軍需工業企業は軍需民需兼業の方向に発展させ、徐々に国家持ち株支配企業や国家出資企業に改組する。②重要な公共財とサービスを提供する産業および自然独占領域：当面、国有資本が支配的地位を占める。送電、スチーム、水道、石炭ガス、および、木材、地上油田・天然ガス、貴金属、レアアースなどの領域において、国有資本は基幹企業を持株支配すると同時に非国有資本の出資を吸収し、資本効率を高める。食塩、煙草の生産・卸については国家の独占を続ける。③総合国力が体现される領域：石油化学、自動車、情報産業、機械、ハイテクなどにおいては、少数の重要国有基幹企業が支配的地位を占め続け、同時に各種経済成分の共同発展を奨励する。④ハイテクのキー・核心領域：国有資本は牽引の役割を發揮する。情報技術やバイオ技術、新材料技術、先進製造技術など、国家の競争力が体现される戦略領域において国有資本は牽引、誘導、促進の役割を發揮する。これらの領域では国家は一般に投資によって工場を

- 建設するような参入方式を今後は取らず、プロジェクト資本金の調達や基礎研究、応用研究などの面で支持することを重点を置き、産業の発展を促進し、かつ、社会大衆の投資と国際資本を吸収する。
- 23) 「我国明確七大行業將由国有經濟控制」『新華網』(news.xinhuanet.com) 2006年12月18日掲載。
- 24) 加藤弘之・渡邊真理子・大橋英夫 (2013) は、「大型国有企業を重視する政策に注目すれば、『国進民退』は政府が意図したものと捉えることができる。とはいえ、公共投資の異常ともいえる急膨張を見れば明らかなように、『国進民退』は政府が意図したのではなく、結果として出現したと捉えたほうが実態に近い面もある」(78頁) と分析している。
- 25) イアン・ブレマー (2011), 11-12頁。
- 26) 小宮隆太郎 (1989) は、中国の工廠に関して、「研究開発」や「製品計画」、「設備投資計画」、「マーケティング」、「人事」などの面において意思決定の中心的な主体ではないことを指摘し、「中国の工廠は通常の意味における『企業』とはとうてい言えない存在である」(70頁) と論じ話題になった。
- 27) 中兼和津次 (2010), 190頁。
- 28) 計画経済体制下における企業財務管理と国家財政管理の関係や、財務管理と経済採算性および企業自主権との間にみられる密接な関連については西村明 (1989) に詳しい(第8章「企業の財務管理制度の現況とその問題点」)。
- 29) 個々の企業より返却された減価償却基金が国家計画にもとづいて統一運用される点に計画経済の計画経済たる所以があったが、生産規模の拡大を追求する政府によって老朽設備の更新が放置されたまま、新規工場の建設が優先されることが珍しくなかった。その場合、当座の生産量は飛躍的に増大するが、全体的な効率化の速度は低下する。設備更新投資は新規投資と同様の処理が行われていたため、企業にとって財政当局から予算を確保することは至難であったという。この点に関しては孫治方 (1963a) に詳しい。
- 30) ただし、李貴風 (1984) は、「我々の企業の資金バランス表は、ただ消極的なバランスを表現するのみで、その積極的な含意を無視しており、月末に「資金運用」と「資金源泉」双方がバランスすることのみによって万事大吉としているかのようである」と評している。
- 31) 賀南軒 (1981)。
- 32) 資本市場も含めて、市場化が早くから進んでいたユーゴスラビアの場合、「固定基金」、「流動基金」という区別によってではなく、「経営資産」、「経営基金」という科目によって管理されていた(王文彬 (1982a), 同 (1982b))。
- 33) 財政部会計事務管理司二処 (1989) は、「経済体制改革の深化発展につれて多様な経済形態が出現し、企業資金の源泉ルートも多元化し、資金は三段各自でのバランスを維持しえなくなった」と説明し、無形資産の会計処理問題や、国家以外の投資主体からの出資受入時や銀行借款の受入時の「固定資金」と「流動資金」の区分問題を改訂理由に挙げている。また、「実務において、流動資金と専用資金を相互に流用する状況が普遍的に存在していたともいう。李永清 (1988) は、ある地方が、流動資産に流用した専用資金を「参加生産周転の専項資金」(生産に参加している専用資金) などと称して管理していたことを紹介している。
- 34) 1989年改訂の「資金バランス表」が1993年の「資産負債表」形式に再改訂された背景としては、本文に述べた国内的要因のほか、対外開放の加速を念頭に置いたグローバル化対応があったと考えられる。
- 35) 『中国国有資産年鑑』, 99-100頁。
- 36) 上原一慶 (2009), 167頁。
- 37) 国営新華社通信ネット版の「労働就業与社会保障資料中心」(news.xinhuanet.com/employment/2003-01/24/content_702257.htm) に転載された「中国労働力市場情報網監測中心」の公表値による。
- 38) 『中国労働統計年鑑2003』, 23頁。
- 39) 1993年の普及運動は「国务院办公厅转发国家经贸委關於邯鄲鋼鐵總廠加強管理的經驗，進一步搞好捆虧增盈工作報告的通知」による。1996年の普及運動は国家經貿委・冶金部「国务院批転国家經

質委、冶金部關於邯鄲鋼鐵總廠管理經驗的調查報告的通知」による。

- 40) 「邯鄲製鉄所式経営管理モデル」には、このほかにも、内部組織の見直しや、財務部門の権限強化、プロダクト・ミックスの調整、物資調達方法や設備投資の見直しなど、コストダウンに関わるあらゆる措置によって構成されている。
- 41) 「目標総利潤」は、「年度生産経営計画」の策定過程において、計画処から「年度生産経営計画大綱」を受け取った財務処が、①本年度の予想利潤、②計画年度の利潤変動要因（価格、品種、販売量、販売費、営業外収支、管理費、財務費）、③生産原価削減余力、④計画年度の増益目標などを考慮して算定している。
- 42) こうした差異分析は、伝統的な計画経済体制下の「企業経済活動分析」の手法を継承したものである。なお、邯鄲製鉄所が同規模同設備他社との比較において先進的水準と位置付けていたのは、製鋼工程が安陽鋼鐵公司の水準、圧延工程が唐山鋼鐵公司の水準、中板工程が済南鋼鐵總廠の水準、製鉄工程が馬鞍山鋼鐵公司の水準であった。
- 43) 邯鄲製鉄所のノルマ分解は非常に精緻に行われており、内部工場・各管理部門レベルでは1022指標、班・組・持ち場・個人レベルでは10万指標以上（ともに1991年）に達したという（国家経済貿易委員会・冶金工業部編 [1997] 3頁）。
- 44) 「目標原価」は、日本では1980年代に普及した「原価企画」において広く用いられており、中国においても、単純な発想ながらコストダウンに効果のある手法として比較的早くから知られていた。中国工業企業管理研究会『工業企業管理』編写組編（1986）の324頁には、既に目標原価管理の紹介がある。
- 45) 例えば、王宗源・姚守富・劉文涛（2000）など。
- 46) 『文匯報』, 1977年1月16日付。
- 47) 新中国建国から1980年代にかけての中国の企業会計を巡る論争と特質、実態については西村明（1989）が詳しい。
- 48) 例えば、孫治方（1978）など。
- 49) 「原価否決」の導入後は「論点をそらさず、大目に見ず、不可抗力を語らず、情に訴えず、厳格

に審査する」（不遷就、不照顧、不講客観、不講情面、嚴格考核）方針が掲げられ、極めて事務的な審査が行われるようになったという。

- 50) 何偉・魏杰主編（1988）、475頁。
- 51) 同調査によれば、13社（18.1%）は標準原価計算を、28社（38.9%）は計画原価を採用していた。
- 52) 2001年のWTO加盟をもって資本主義への移行と見なす加藤弘之・久保亨（2009）は、「今日、平均的な国有企業は平均的な非国有企業よりも利潤率が高いことが確認できる。この点に注目すると、所有形態に拘泥することが適切かどうか疑わしくなる。所有形態の如何にかかわらず、経済主体としての企業が市場志向的な行動をとっているかどうかを基準として、この問題を考えた方がよい」（18頁）として、所有制よりも商業性を重視する考え方を示している。

参考文献

〈日本語〉

- イアン・ブレマー（2011）『自由市場の終焉—国家資本主義とどう闘うか』日本経済新聞出版社。
- 今井健一（2008）「『持株会社天国』としての中国—市場経済化のなかの国有持株会社の役割」下谷弘編著『東アジアの持株会社』ミネルヴァ書房。
- 上原一慶（2009）『民衆にとっての社会主義—失業問題からみた中国の過去、現在、そして行方』青木書店。
- 馬田啓一（2012）「TPPと国家資本主義：米中の攻防」『季刊 国際貿易と投資』89号。
- 加藤弘之・久保亨（2009）『進化する中国の資本主義』岩波書店。
- 加藤弘之・渡邊真理子・大橋英夫（2013）『21世紀の中国 経済篇—国家資本主義の光と影』朝日新聞出版。
- 小島麗逸（1997）『現代中国の経済』岩波書店。
- 呉軍華（2008）『中国 静かなる革命』日本経済新聞社。
- 小宮隆太郎（1989）『現代中国経済—日中の比較考察』東京大学出版会。
- 座間絃一（2006）『中国国有企業の改革と再編』学

文社。

杉田憲道 (2002) 「中国の国家資本主義—ネップの現代的意義について考える」 社会主義協会編『社会主義』第480号。

中兼和津次 (2010) 『体制移行の政治経済学—なぜ社会主義国は資本主義に向かって脱走するのか』名古屋大学出版会。

中屋信彦 (2001) 「中国における国有企業の株式会社化と資金調達システムの变革—鉄鋼業における改組事例をもとにして—」 社団法人中国研究所『中国研究月報』第643号。

中屋信彦 (2003) 「中国の市場経済化と原価管理モデルの旋回」 西村明・大下丈平編『管理会計の国際的展開』九州大学出版会。

中屋信彦 (2006) 「中国の社会主義市場経済体制と国有企業の再編」 日本比較経営学会編『会社と社会—比較経営学のすすめ』文理閣。

中屋信彦 (2009) 「中国における株式会社—「社会主義市場経済」と株式会社」 細川孝・櫻井徹編著『転換期の株式会社—拡大する影響力と改革課題』ミネルヴァ書房。

中屋信彦 (2013) 「中国「職制高地」部門における公有企業の支配状況調査」『調査と資料』118号。

西村明 (1989) 『中国企業会計の構造と分析』九州大学出版会。

日本経済新聞社編 (2002) 『中国 世界の「工場」から「市場」へ』日本経済新聞社。

ハルパー・ステファン (2011) 『北京コンセンサス—中国流が世界を動かす?』岩波書店。

〈英語〉

Andrew Szamosszegi and Cole Kyle (2011), “An Analysis of State - owned Enterprises and State Capitalism in China”, The U. S. - China Economic and Security Review Commission.

The Economist Newspaper Limited ed., (1978), “Public Sector Enterprise”, *The Economist*, Dec 30st, 1978.

The Economist Newspaper Limited ed., (2012), “Special Report State Capitalism”, *The Economist*, Jan 21st, 2012.

〈中国語〉

財政部会計事務管理司二処 (1989) 「『国营工業企業会計制度』修訂内容解説」『財務与会計』1989年第6期。

国家経済貿易委員会・冶金工業部編 (1997) 『邯鄲鋼經驗指導手冊』[第2版] 冶金工業出版社。

国家経済貿易委員会企業司・中国企業管理培训中心編 (1997) 『学邯鄲, 促管理, 增效益—全国企業学邯鄲經驗匯編』企業管理出版社。

賀南軒 (1981) 「工業企業会計報表的編成和分析(一)」『財務与会計』1981年10期。

何偉・魏杰主編 (1998) 『中国著名企業家論改革』中華工商聯合出版社。

黄菊波 (1996) 『新中国企業財務管理發展史』經濟科学出版社。

李貴風 (1984) 「現行的「資金平衡表」應加以改進」『北京商学院報』1984年4月。

李永清 (1988) 「改革資金平衡表勢在必行」『財務与会計』1988年10期。

孫治方 (1963a) 「固定資産管理制度和社会主義再生産問題」(『孫治方選集』山西人民出版社1984年所収)。

孫治方 (1963b) 「社会主義計画經濟管理体制中的利潤指標」(『孫治方選集』山西人民出版社1984年所収)。

孫治方 (1978) 「要理直氣壯地擱社会主義利潤」『經濟研究』1978年第9期。

王誠堯・禾村編 (1992) 『稅收与財会審計手冊』中国財政經濟出版社。

王文彬 (1982a) 「中外各国資産負債表結構比較(上)」『社会科学』1982年10期。

王文彬 (1982b) 「中外各国資産負債表結構比較(下)」『社会科学』1982年11期。

王寅東 (1998) 「『成本策劃』法在我国的產生—邯鄲鋼鉄總廠經驗的理論分析—」『會計研究』1998年第4期。

王宗源・姚守富・劉文涛 (2001) 「強化模擬核算管理提高企業經濟效益」『四川會計』2001年第1期。

吳敬璉ほか (1998) 『国有經濟的戰略性改組』中国發展出版社。

中共中央宣傳部・国家經濟貿易委員会・冶金工業部・

体制移行の錯覚と中国の国家資本

河北省委・省政府連合主辦（1997）『希望之光－邯鄲鋼鉄經驗展覽』冶金工業出版社。

『中国鋼鉄工業五十年数字匯編』編輯委員会編（2003）『中国鋼鉄工業五十年数字匯編』冶金工業出版社。

中国工業企業管理研究会（1986）『工業企業管理』編写組編『工業企業管理－生産管理－』中国財政經濟出版社。

中国企業家調査系統（2008）「市場化改革与中国企業家成長－2008・中国企業家隊伍成長与發展十五年調査綜合報告」『中国企業家調査系統』ホームページ（www.ceoinchina.com）。

中国人民大学會計系編写組（1993）『新旧工業企業會計制度比較与轉換』企業管理出版社。

〈中国語年鑑〉
『中国鋼鉄工業年鑑』。
『中国鋼鉄統計』。
『中国国有資産監督管理年鑑』。
『中国労働統計年鑑』。
『中国統計年鑑』。
『中国証券期貨統計年鑑』。

（名古屋大学大学院経済学研究科附属国際
經濟政策研究センター）